

# 第2期

## 占冠村地域福祉計画

### （再犯防止推進計画）

《2024年度～2029年度》



令和6年3月  
占冠村



# 目 次

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| <b>第1章 計画の概要</b>      | <b>1</b>  |
| 1 計画策定の趣旨             | 1         |
| 2 地域福祉の推進に向けて         | 1         |
| 3 計画の位置付け             | 3         |
| 4 関連計画との関係            | 4         |
| 5 計画期間                | 5         |
| 6 計画の策定体制             | 6         |
| 7 制度改正の概要             | 7         |
| <b>第2章 地域を取り巻く状況</b>  | <b>9</b>  |
| 1 占冠村の現状              | 9         |
| 2 村民アンケート調査結果         | 16        |
| 3 アンケート調査結果まとめ        | 22        |
| 4 地域福祉の推進に向けての課題      | 23        |
| <b>第3章 計画の基本的な考え方</b> | <b>24</b> |
| 1 基本理念                | 24        |
| 2 基本目標                | 25        |
| 3 施策の体系               | 26        |
| <b>第4章 施策の展開</b>      | <b>27</b> |
| 1 地域を支える人づくり          | 27        |
| 2 福祉サービスの充実           | 30        |
| 3 安心・安全な地域づくり         | 33        |
| <b>第5章 計画の推進</b>      | <b>37</b> |
| 1 計画の公表、住民への啓発        | 37        |
| 2 地域資源の把握・有効活用        | 37        |
| 3 計画の点検・評価            | 37        |
| 4 地域福祉推進に向けての役割分担     | 38        |
| <b>資料編</b>            | <b>39</b> |
| 1 占冠村地域福祉計画策定委員会委員名簿  | 39        |
| 2 占冠村地域福祉計画策定委員会会議等経過 | 39        |



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

近年、地域社会においては、ひとり暮らし高齢者、認知症や障がいのある人など支援を必要としている人は増加している上、災害への対応強化や悪質な犯罪への体制整備も急ぐべき課題となっています。

加えて、全国的に広がる人口減少問題への対応、少子高齢化、核家族化など構造的な問題が進展しつつある中、各種法制度の改正等も進められています。

今後も厳しさを増すことが予想される社会情勢の中、これまで取り組んできた様々な施策による成果等を礎とし、将来に向けて活力のある豊かなむらづくりを実現していくためには、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、健康増進といった従来の「行政の枠組み」を超えた施策の連携が求められています。

これらの視点に立って、本村の地域福祉の基本的な考え方を明らかにし、村民本位の地域福祉施策を総合的、効果的、効率的に推進するため、占冠村地域福祉計画を策定します。

また、高齢者や子どもを狙った事件が後を絶たない状況にあり、村民が犯罪の被害者等にならないために、令和5年度に改定された国の第二次再犯防止推進計画をもとに、占冠村地方再犯防止推進計画を包含して策定します。

## 2 地域福祉の推進に向けて

### (1) 地域福祉とは

従来、「福祉」というと、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など、対象者ごとに分かれた「行政によるサービスの提供」や「一部の困っている人に対する支援」を思い浮かべることが一般的でした。しかしながら、福祉サービスのような支援を必要とするのは分野で分けられた特定の人だけではありません。地域に暮らす誰もが、日頃の生活の中で何らかの問題を抱え、簡単な手助けを必要とするときがあります。

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れるような社会を実現するための取組のことです。近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、誰もが幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

支援を必要とするあらゆる村民に対して、支え合い、助け合いができている地域をめざし、より適切な支援やサービスを提供するための仕組みの構築と、村民、団体、事業者、社会福祉協議会等が連携していくため、地域福祉のより一層の推進が今こそ必要です。

## （２）地域福祉を進めるための「自助」「互助」「共助」「公助」の視点

占冠村地域福祉計画では、地域での支え合いや助け合いによる福祉に関する取組を示すこととなります。具体的には、村民一人ひとりの役割や隣近所などの身近なつながりで助け合うこと、地域の組織や団体が取り組むこと、社会福祉協議会が取り組むこと、役場などの行政機関が取り組むことなど、地域社会を構成するそれぞれの立場での役割分担について描くこととなります。このことは、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。

人々が生活を営んでいる地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすいところとなるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される（公助）だけでなく、家族を含めた自らの行動（自助）や、隣近所の住民同士などの身近な人間関係の中で、組織化されていないけれども、お互いさまの気持ちで支え合い、助け合うこと（互助）も大切になります。

同時に、地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たちや福祉サービス事業者などが地域において組織をつくり、それぞれが役割を担った活動（共助）は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化などが指摘される中、その重要度がますます高まっています。

### ■地域福祉の向上に向けた４つの助け

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>自助</b> | 個人や家族による支え合い・助け合い。<br>（個人や最も身近な家族が解決にあたる）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <b>共助</b> | <div data-bbox="483 1115 1358 1361" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>互助</b></p> <p>身近な人間関係の中での組織化を前提としない、お互いさまの気持ちによる支え合い・助け合い。<br/>           （隣近所の友人や知人、別居する家族が、お互いに支え合い、助け合う）</p> </div> <p>地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の施設・事業所などが組織化し、協働していくことによる支え合い・助け合い。<br/>           （「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う）</p> |
| <b>公助</b> | <p>保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づき、行政機関が公的な福祉サービスを提供することや地域における福祉活動を支援することによる支え。<br/>           （行政でなければできないことは、行政が適切に対応する）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                     |

### 3 計画の位置付け

本村が策定する地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、村の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定めるものです。また、上位計画となる占冠村総合計画に盛り込まれた保健福祉関連施策について、地域福祉の視点から具体化を図るものでもあります。

#### ■社会福祉法（抄） （昭和 26 年法律第 45 号）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

#### ■再犯の防止等の推進に関する法律（抄） （平成 28 年 12 月法律第 104 号）

（地方再犯防止推進計画）

第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

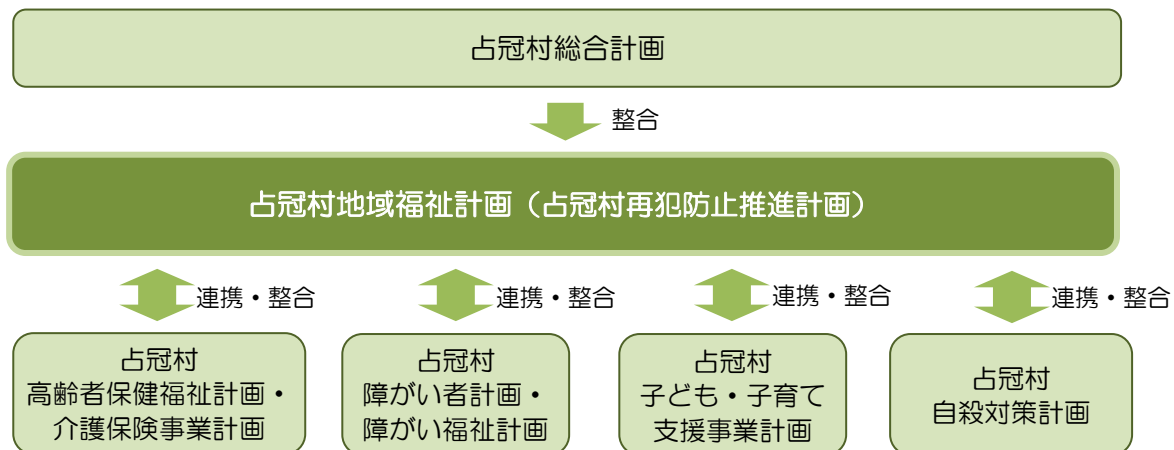
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

## 4 関連計画との関係

本計画は、「占冠村総合計画」を上位計画とし、占冠村における福祉サービスの適切な利用の推進、事業の健全な成長、地域ぐるみの支援体制の構築などをめざして策定するものです。

また、占冠村地域福祉計画は保健福祉分野の計画の上位計画として位置付け、計画策定にあたっては、関連する保健福祉分野の計画との整合性に配慮します。

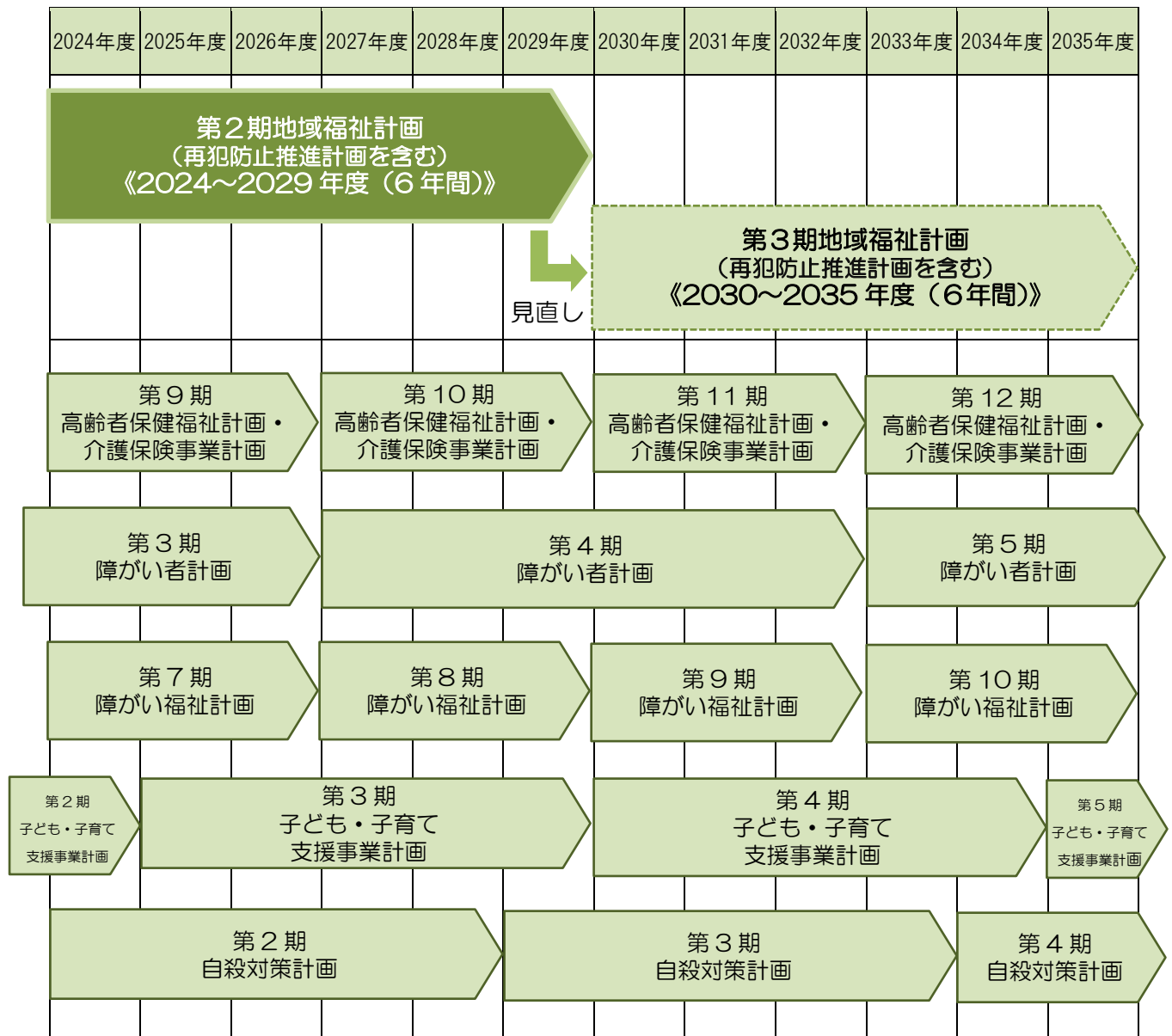
### ■他計画との関係（イメージ）



## 5 計画期間

本計画の計画期間は、2024年度（令和6年度）から2029年度（令和11年度）までの6年間とし、本計画の最終年度である2029年度（令和11年度）に見直しを行うこととします。

計画の見直し後は、関連する計画（主に高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい福祉計画）との整合を図るため、地域福祉計画の計画期間を6年間とし、策定時期を極力同期させることとします。

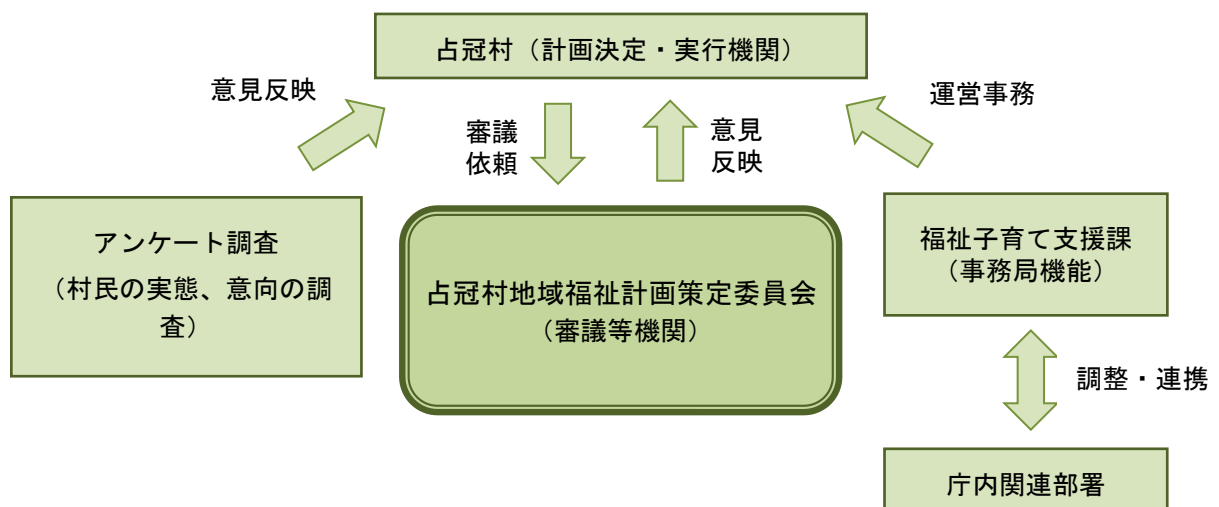


## 6 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、地域福祉の担当部門である占冠村福祉子育て支援課社会福祉担当を中心として、計画の策定を進めるとともに、計画策定の基礎資料を得ることを目的として、アンケート調査を実施しました。

また、村民の意見を反映させるため、福祉事業にかかわる村民や有識者等を委員として選出して計画策定委員会を設置し、地域福祉計画の内容に関して審議を行いました。

### ■策定体制のイメージ



## 7 制度改正の概要

### (1)「地域共生社会」の実現に向けて

これからの総合的な福祉施策を考える上で、地域全体で支える力を再構築することが求められると同時に、支援のあり方としても対象者の状況に応じて分野を問わず包括的<sup>注1</sup>に相談・支援を行う新しい福祉のむらづくりをめざす必要性が高まっています。

そのため、暮らしにおける人と人のつながりを再構築することで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。また、人口減少を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまで以上に重要となっています。

#### ◆地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

#### ①地域づくりの3つの方向性 ⇒ 互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成

- 「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり。
- 「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加。
- 「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり。

#### ②地域力強化検討会最終取りまとめによる今後の方向性

- 地域共生が文化として定着する挑戦。
- 「待ち」の姿勢から、「予防」の視点に基づく、早期発見、早期支援へ。
- 専門職による多職種連携<sup>注2</sup>、地域住民等との協働による地域連携。
- 「支え手」「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造。
- 「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へ。

<sup>注1</sup> 包括的

すべての要素を広く網羅しているさま。すべてをひっくるめて全体をつつみこんでいることを意味する表現。

<sup>注2</sup> 多職種連携

支援を必要としている人に質の高いサービスやケアを提供するため、医師や看護師などの保健・医療の専門職、ケアマネジャーや介護福祉士などの福祉の専門職、行政職員等が連携し合うこと。

## （２）市町村における包括的な支援体制の構築

### ①他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能

- ３つの地域づくりの方向性の促進に向けた取組の例
  - ・福祉、医療、教育、環境、農林、観光などの各分野における場や人材（地域の宝）とつながる。分野を超えた協働を進めるとともに、分野を超えた協働を進めていく役割を果たす人を地域の中から多く見つけていく。
  - ・障がいや認知症、社会的孤立等に関して学ぶことを通じ、地域や福祉を身近なものとして考える福祉教育の機会を提供する。
  - ・地域から排除されがちな課題であっても、ソーシャルワーカー<sup>注3</sup>が専門的な対応を行う中で、徐々に地域住民と協働していくといった取組を積み重ねる。そうした取組を当事者のプライバシー等に配慮した上で広く知ってもらう。
- 地域づくりを推進する財源等の例
  - ・事業の一体的な実施による各分野の補助金等の柔軟な活用、共同募金におけるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用、クラウドファンディング<sup>注4</sup>、ふるさと納税、社会福祉法人の地域公益的取組、企業の社会貢献活動等。

### ②「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場

「住民に身近な圏域」の中で、住民が直面している、あるいは住民が気付いている課題に対して、「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」、相談する先がわからない課題でも「とりあえず丸ごと」受け止める機能をつくる必要があります。このことにより、「安心して見つけて解決すること」ができる地域をめざします。

### ③市町村における包括的な相談支援体制

- 多様な、複合的な課題については、福祉関係だけではなく医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生など多岐にわたる分野で、市町村単位、ときには都道府県単位の専門機関も含めた多機関が協働する体制の中で、解決方法が考えられるべきである。
- 制度の狭間の問題の解決には、関係機関同士が連携するだけではなく、地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出したり、必要に応じて制度等をつくり出すことが必要。
- 協働の中核を担う機能が必要。
- 協議の場やコーディネート機能を担う人を、市町村で調整する。

<sup>注3</sup> ソーシャルワーカー

病气やけが、あるいは高齢や障がいなどを抱える人やその家族に対し、日常生活を送る上での様々な不安や困りごとに対する支援（ソーシャルワーク）を行う職に就いている人のこと。

<sup>注4</sup> クラウドファンディング（crowd funding）

群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語。インターネットを通じて、自分の活動や夢を発信することで、想いに共感した人や活動を応援したいと思ってくれる人から資金を募る仕組みのこと。

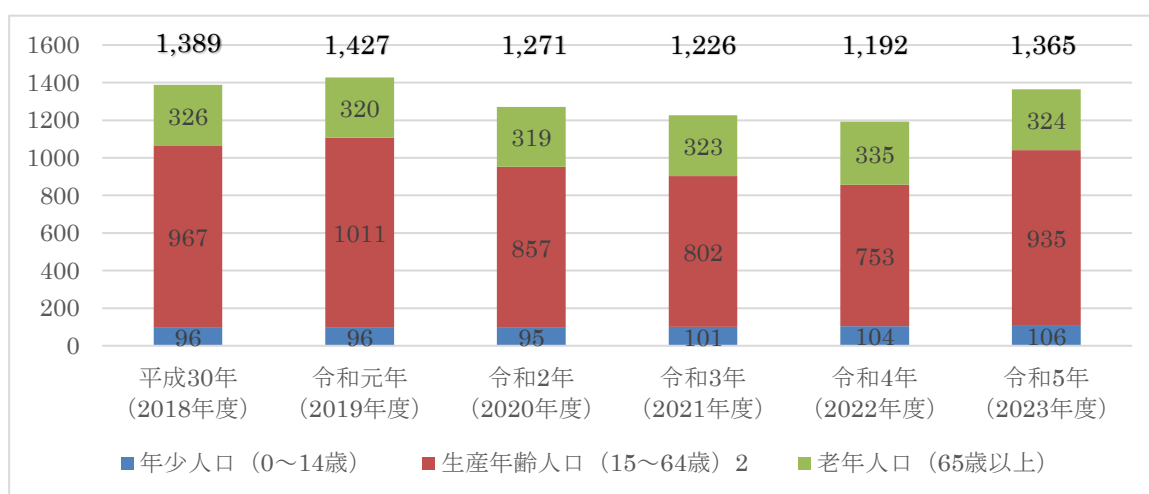
## 第2章 地域を取り巻く状況

### 1 占冠村の現状

#### (1) 総人口

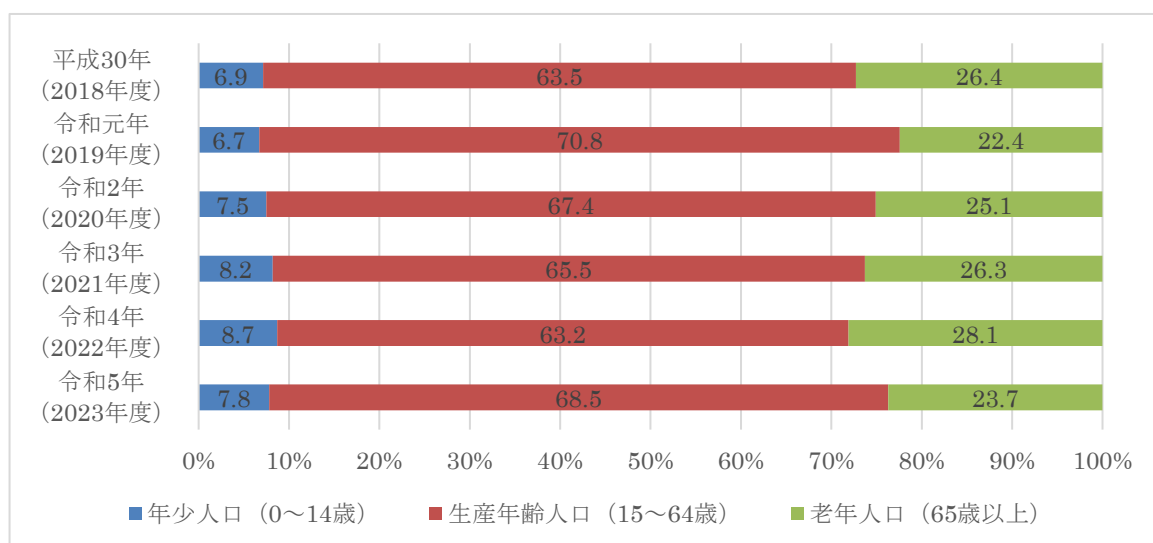
本村の総人口は、1990年（平成2年）の2,721人から減少が続いており、2023年（令和5年）には1,365人となっています。年齢3区分別でみると、年少人口及び生産年齢人口が減少しており、2023（令和5年）の高齢化率は23.7%となっています。

#### ■ 年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

#### ■ 年齢3区分別人口割合の推移

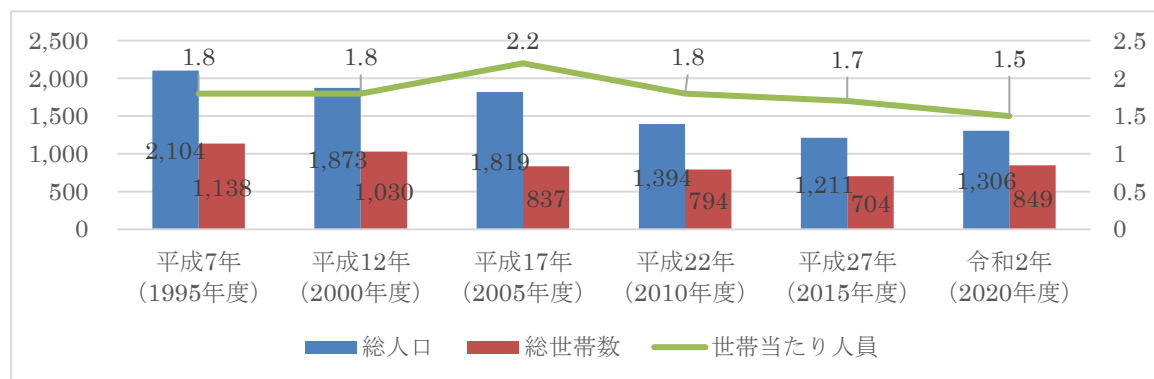


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

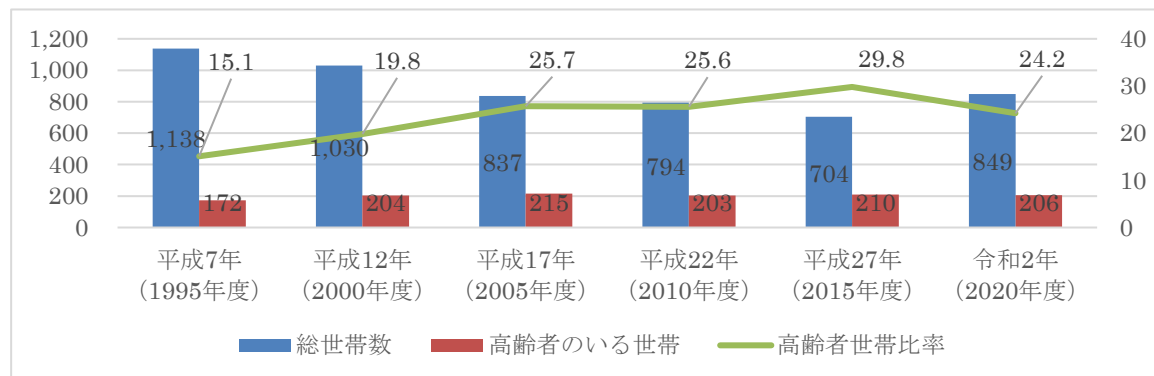
## (2) 世帯数

総世帯数は1995年（平成7年）から減少しており、2020年（令和2年）には849世帯となっています。総人口と総世帯数から求められる世帯あたり人員は1995年（平成7年）からおおむね横ばいに推移しています。世帯の内訳では、高齢者世帯の割合が高くなっており、その中でも一人暮らし高齢者の世帯割合は2020年（令和2年）では1995年（平成7年）のおよそ2倍に増加しています。

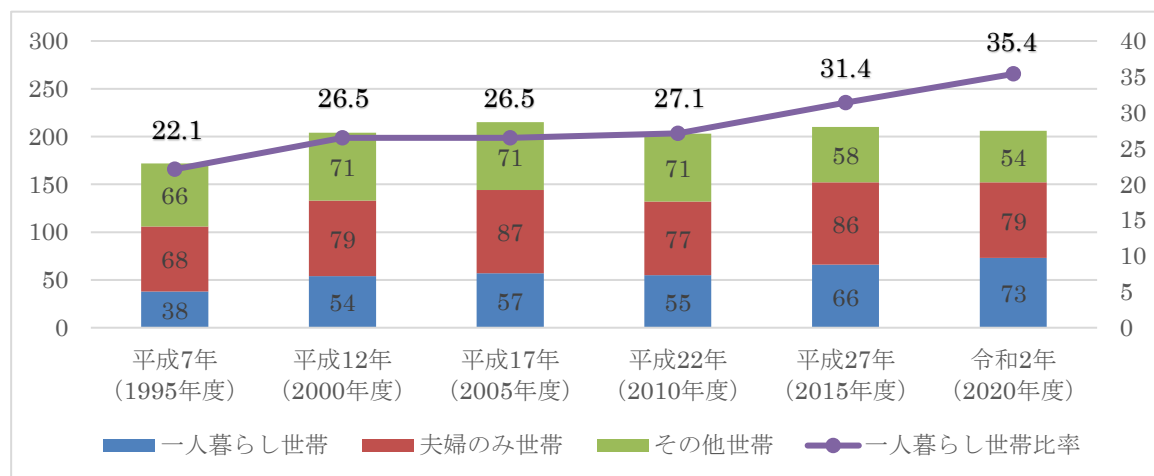
### ■総人口と世帯数の推移



### ■高齢者世帯の推移



### ■世帯類型別高齢者世帯の推移

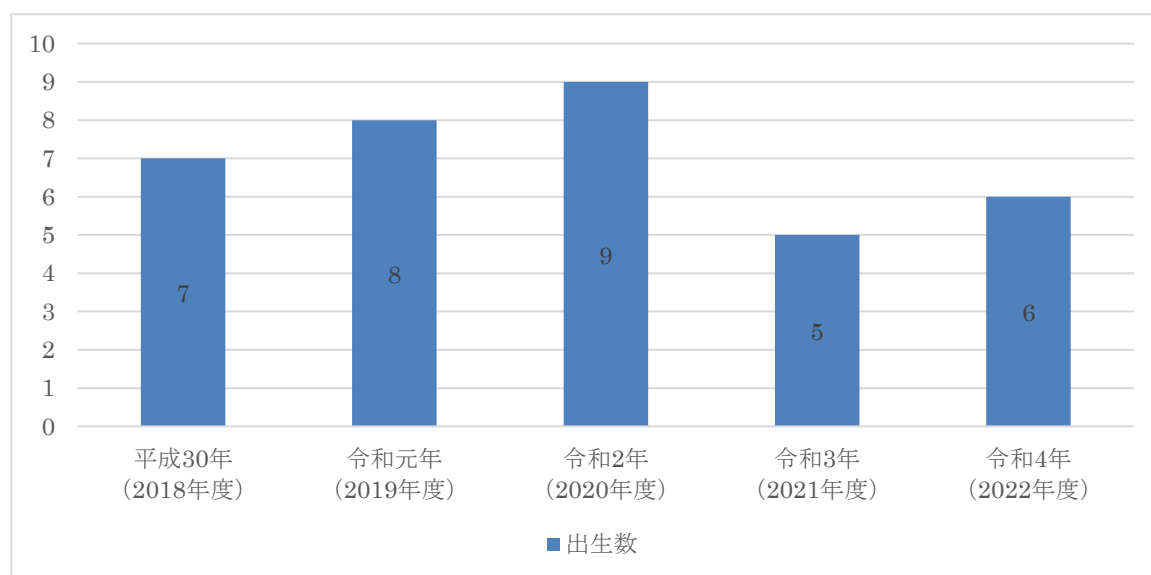


出典：国勢調査

### (3) 子ども・子育て

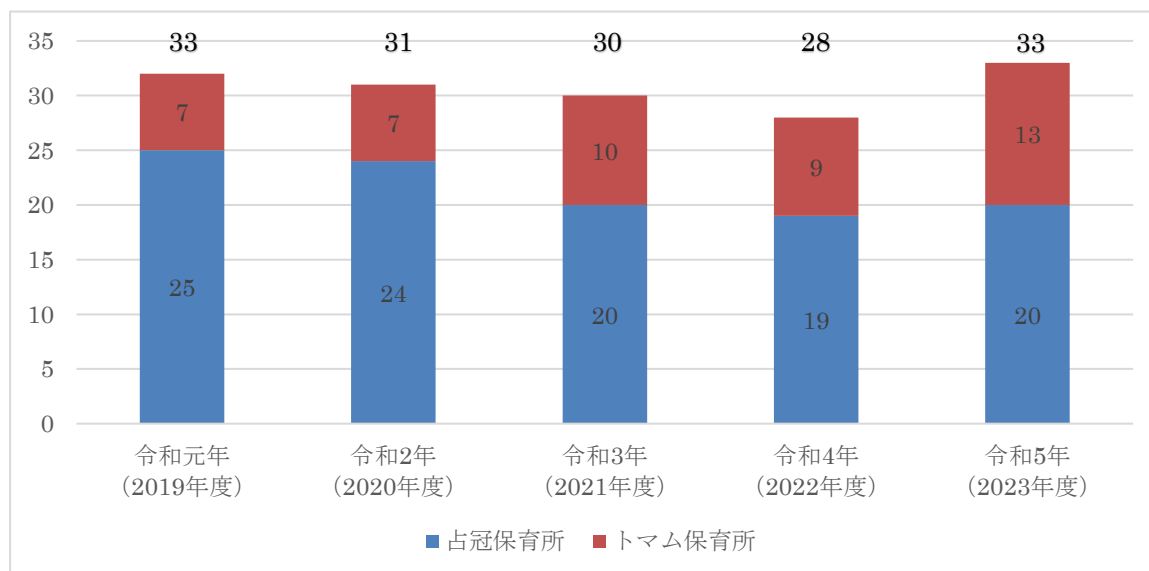
本村の出生数は2018年（平成30年）から5～9名で推移しており、減少傾向がみられている状況にあります。保育所への入園児数は2019年（令和元年）から28～33名で推移しています。出生数の動向から今後は減少することが予想されます。

#### ■出生数の推移



[出典]総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(各年度1/1～12/31)

#### ■保育所入園児数の推移

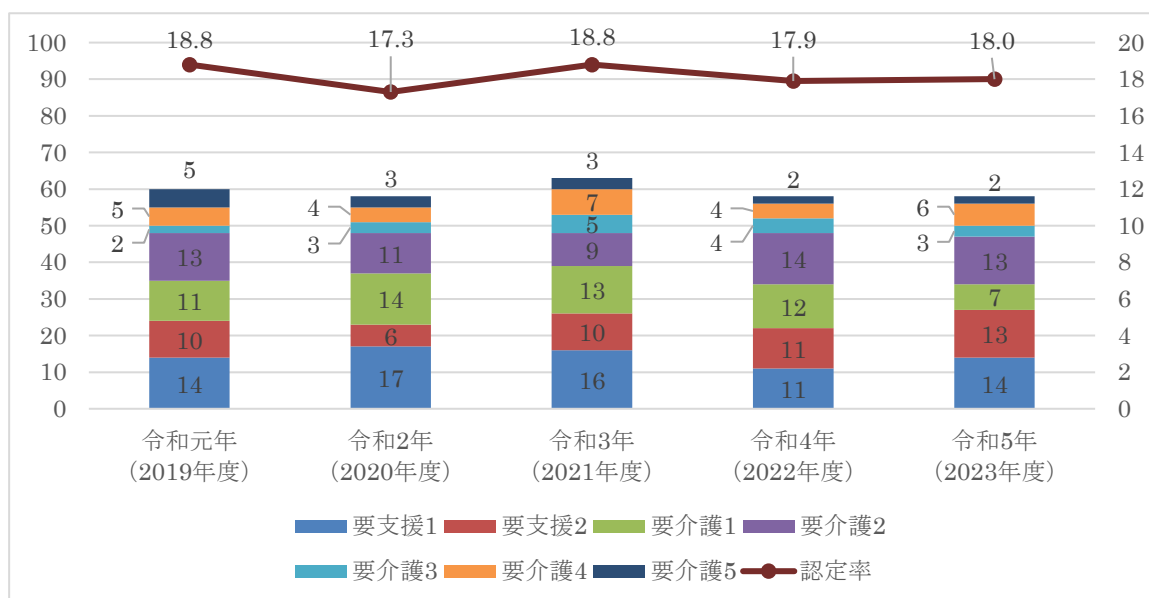


[出典]占冠村（各年4月1日現在）

## (4) 要支援・要介護認定者数

要介護認定者数は年度により要支援者と要介護者の変化はありますが、総数では60名程で推移し、要介護認定率は18.0%前後と共におおむね横ばいに推移しています。

### ■介護度別要介護認定者数及び要介護認定率の推移



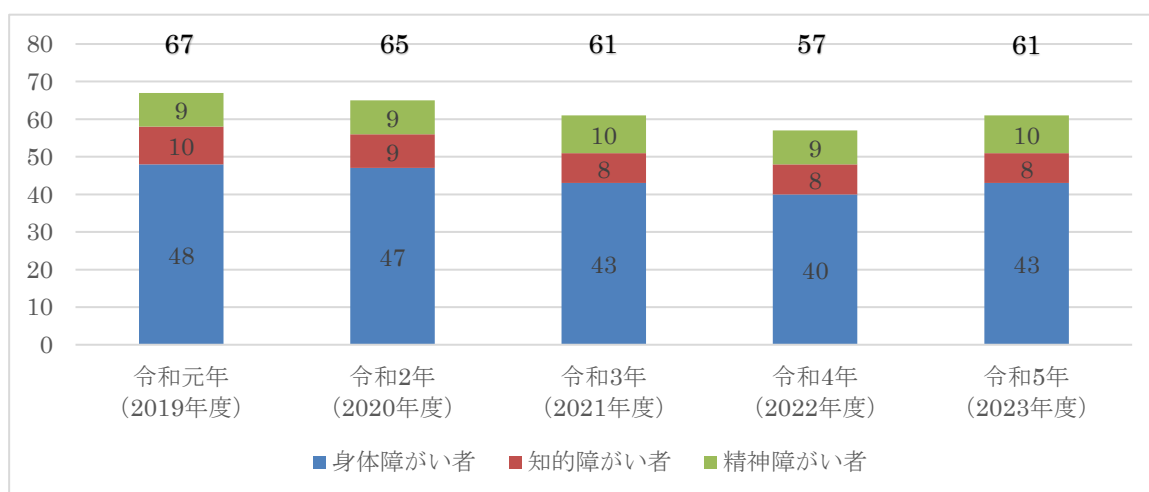
[出典] 令和4年度まで：介護保険事業状況報告年報、令和5年度：介護保険事業状況報告月報（9月）

## (5) 障がいのある方

障害者手帳所持者数は2018年（平成30年）から減少しておりましたが、2023年（令和5年）より増加に転じ、61人となっています。

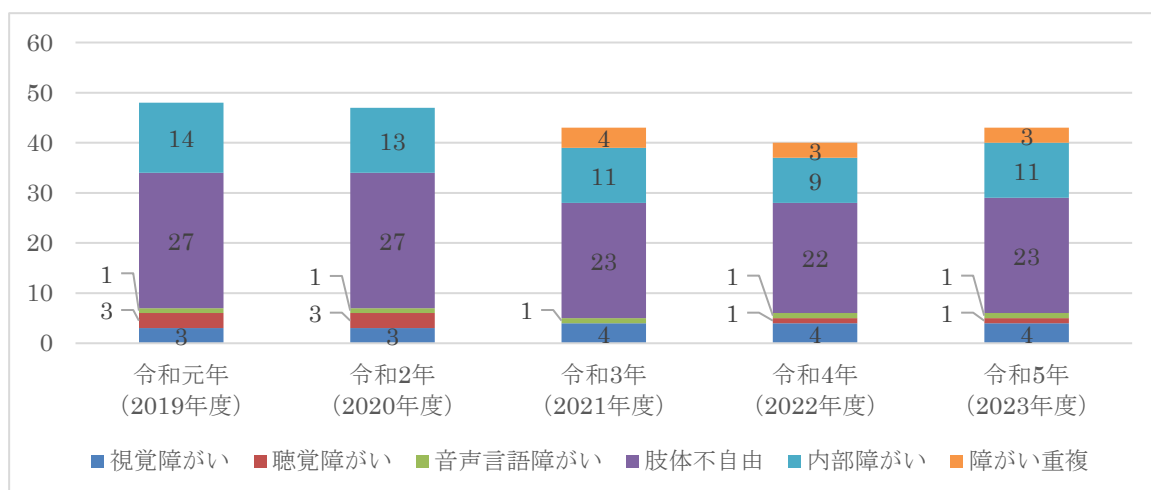
障がい種類別でみると、身体障がい者が全体の約7割を占めていますが、精神障がいは近年10名前後で推移しています。

### ■障害者手帳所持者数の推移



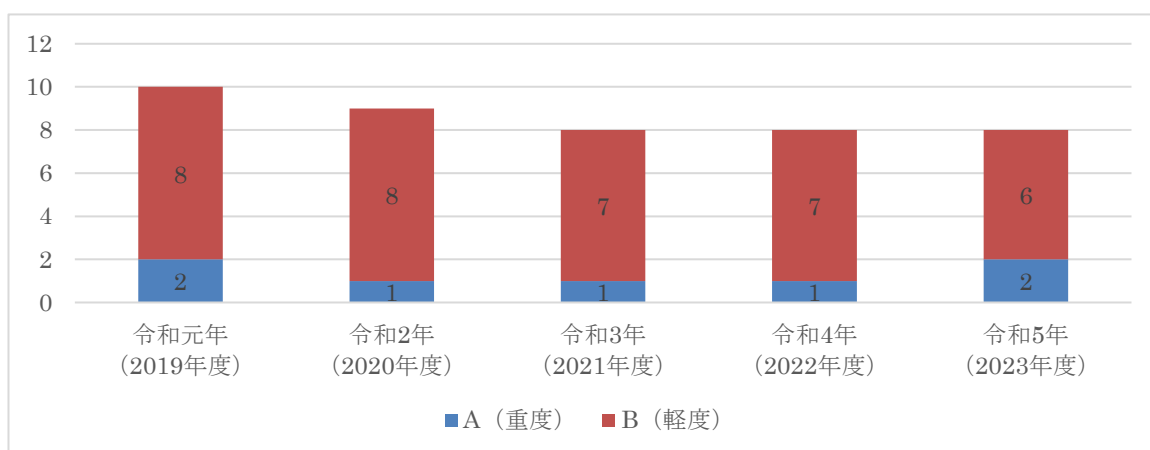
[出典] 占冠村（各年4月1日現在）

## 障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移



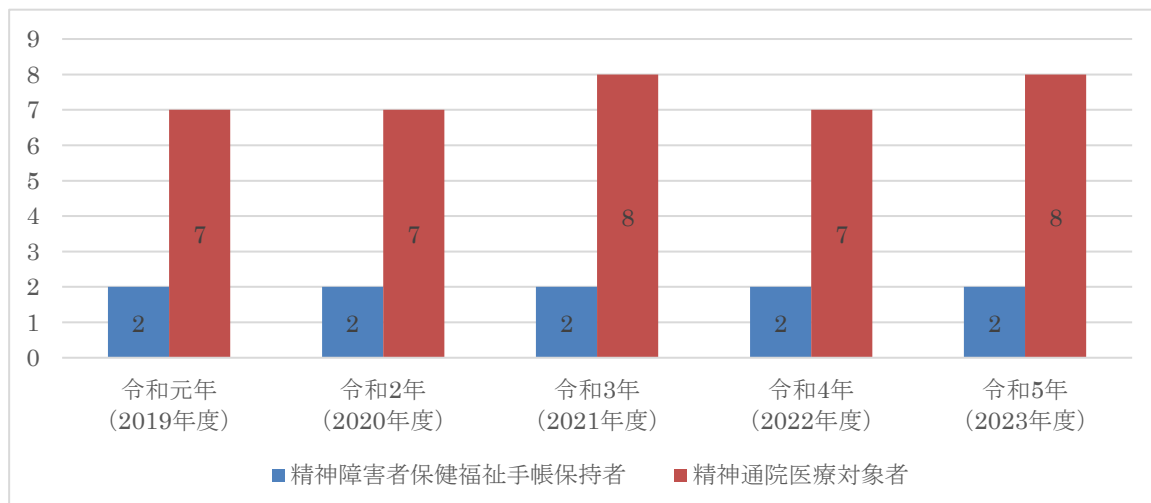
[出典] 占冠村 (各年4月1日現在)

## 程度別療育手帳所持者数の推移



[出典] 占冠村 (各年4月1日現在)

## 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院医療）対象者数の推移

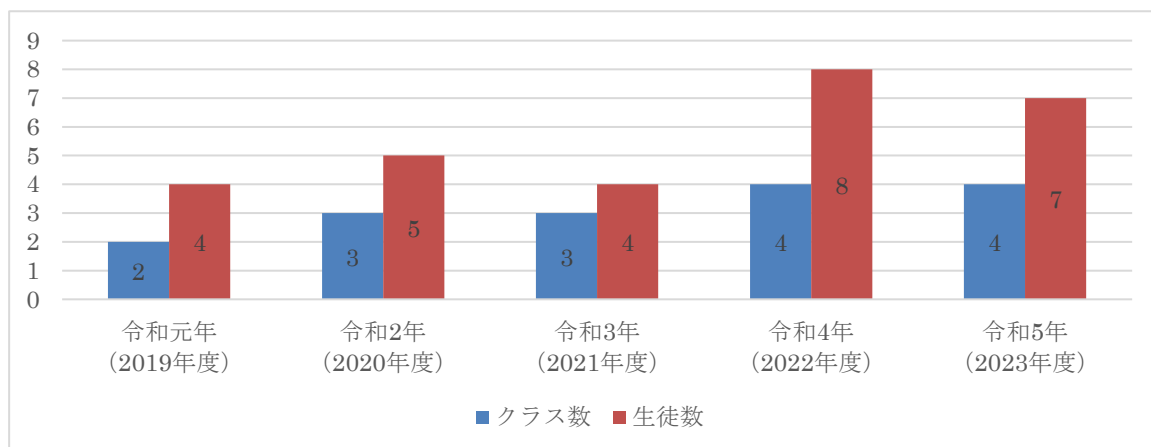


[出典] 占冠村 (各年4月1日現在)

## (6) 特別支援学級

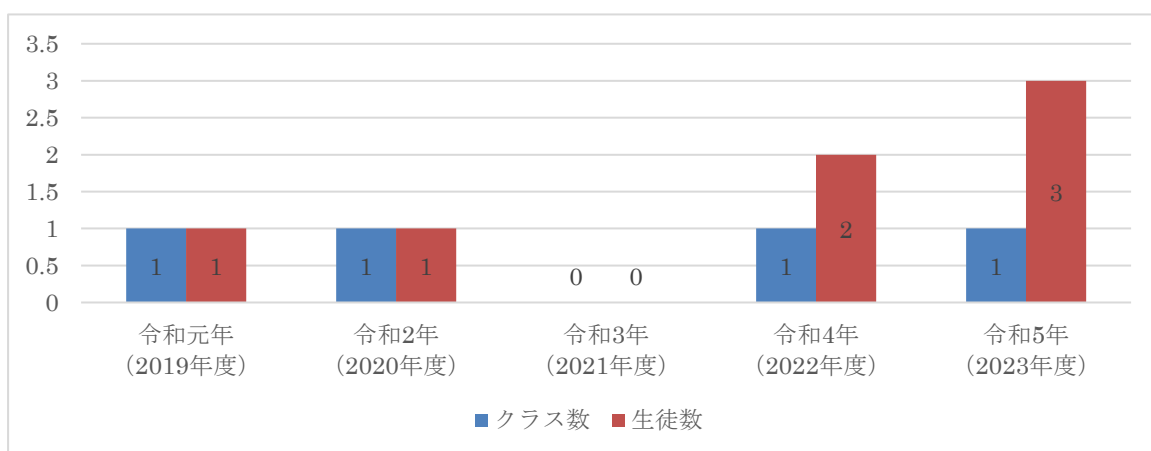
特別支援学級の児童数は小学校・前期課程で増加傾向がみられ、2023年（令和5年）は7人となっています。同様に中学校・後期課程の特別支援学級の児童数にも増加傾向がみられ、2023年（令和5年）は3人となっています。

### ■特別支援学級（小学校・前期課程）のクラス数と児童数の推移



[出典] 占冠村（各年4月1日現在）

### ■特別支援学級（中学校・後期課程）のクラス数と生徒数の推移



[出典] 占冠村（各年4月1日現在）

## (7) 各地区の状況

地区別に人口等の状況をみると、「中央」、「占冠」、「双珠別」「ニニウ」は高齢化が進んでおり、特に「双珠別」は高齢化率が65.8%と極めて高くなっています。トマム地区は生産年齢人口及び外国人登録者数が多い状況にあります。

### ■各地区（字）の人口等

|             |             | 中央  |      | 占冠  |      | 双珠別 |      | ニニウ |      |
|-------------|-------------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|
|             |             | 人・戸 | %    | 人・戸 | %    | 人・戸 | %    | 人・戸 | %    |
| 住民基本台帳人口（人） |             | 659 |      | 80  |      | 41  |      | 4   |      |
|             | 年少人口        | 75  | 11.4 | 0   | 0.0  | 2   | 4.9  | 0   | 0.0  |
|             | 生産年齢人口      | 375 | 56.9 | 41  | 51.3 | 12  | 29.3 | 2   | 50.0 |
|             | 高齢者人口       | 209 | 31.7 | 39  | 48.7 | 27  | 65.8 | 2   | 50.0 |
| 世帯数（戸）      |             | 350 |      | 61  |      | 19  |      | 2   |      |
| 高齢者世帯（戸）    |             | 141 | 40.3 | 30  | 49.2 | 16  | 84.2 | 1   | 50.0 |
|             | 高齢者独居世帯     | 58  | 16.6 | 15  | 24.6 | 4   | 21.1 | 0   | 0.0  |
|             | 高齢者夫婦世帯     | 68  | 19.4 | 14  | 23.0 | 7   | 36.8 | 1   | 50.0 |
|             | その他高齢者のいる世帯 | 15  | 4.3  | 1   | 1.6  | 5   | 26.3 | 0   | 0.0  |
| 要介護認定者数     |             | 33  | 15.8 | 9   | 23.1 | 4   | 14.8 | 0   | －    |
| 障がいのある方     | 身体障がいのある方   | 30  | 4.6  | 2   | 2.5  | 4   | 9.8  | 0   | －    |
|             | 知的障がいのある方   | 2   | 0.3  | 0   | 0.0  | 0   | 0.0  | 0   | －    |
|             | 精神障がいのある方   | 0   | 0.0  | 0   | 0.0  | 1   | 2.4  | 0   | －    |
| 園児・児童・生徒数   | 中学生         | 16  | 21.4 | 0   | －    | 0   | 0.0  | 0   | －    |
|             | 小学生         | 33  | 44.0 | 0   | －    | 0   | 0.0  | 0   | －    |
|             | 保育園         | 19  | 25.3 | 0   | －    | 1   | 50.0 | 0   | －    |
|             | その他の児童      | 7   | 9.3  | 0   | －    | 1   | 50.0 | 0   | －    |
| 外国人登録者数     |             | 15  | 2.2  | 0   | 0.0  | 0   | 0.0  | 0   | 0.0  |

|             |             | 上トマム |      | 中トマム |      | 下トマム |       | 村全体   |      |
|-------------|-------------|------|------|------|------|------|-------|-------|------|
|             |             | 人・戸  | %    | 人・戸  | %    | 人・戸  | %     | 人・戸   | %    |
| 住民基本台帳人口（人） |             | 262  |      | 317  |      | 2    |       | 1,365 |      |
|             | 年少人口        | 24   | 9.2  | 5    | 1.6  | 0    | 0.0   | 106   | 7.8  |
|             | 生産年齢人口      | 200  | 76.3 | 303  | 95.6 | 2    | 100.0 | 935   | 68.5 |
|             | 高齢者人口       | 38   | 14.5 | 9    | 2.8  | 0    | 0.0   | 324   | 23.7 |
| 世帯数（戸）      |             | 174  |      | 305  |      | 1    |       | 912   |      |
| 高齢者世帯（戸）    |             | 29   | 16.6 | 7    | 2.3  | 0    | －     | 224   | 24.6 |
|             | 高齢者独居世帯     | 19   | 10.9 | 5    | 1.6  | 0    | －     | 101   | 11.1 |
|             | 高齢者夫婦世帯     | 8    | 4.6  | 2    | 0.7  | 0    | －     | 100   | 11.0 |
|             | その他高齢者のいる世帯 | 2    | 1.1  | 0    | 0.0  | 0    | －     | 23    | 2.5  |
| 要介護認定者数     |             | 7    | 18.4 | 2    | 22.2 | 0    | －     | 58    | 17.9 |
| 障がいのある方     | 身体障がいのある方   | 6    | 2.3  | 1    | 0.3  | 0    | －     | 43    | 3.2  |
|             | 知的障がいのある方   | 1    | 0.4  | 0    | 0.0  | 0    | －     | 3     | 0.2  |
|             | 精神障がいのある方   | 1    | 0.4  | 0    | 0.0  | 0    | －     | 2     | 0.1  |
| 園児・児童・生徒数   | 中学生         | 6    | 25.0 | 0    | 0.0  | 0    | －     | 22    | 20.8 |
|             | 小学生         | 6    | 25.0 | 0    | 0.0  | 0    | －     | 39    | 36.8 |
|             | 保育園         | 11   | 45.8 | 2    | 40.0 | 0    | －     | 33    | 31.1 |
|             | その他の児童      | 1    | 4.2  | 3    | 60.0 | 0    | －     | 12    | 11.3 |
| 外国人登録者数     |             | 59   | 22.5 | 223  | 70.3 | 0    | －     | 307   | 22.5 |

[出典] 占冠村（2023年4月1日現在）

## 2 村民アンケート調査結果

### (1) アンケート調査の概要

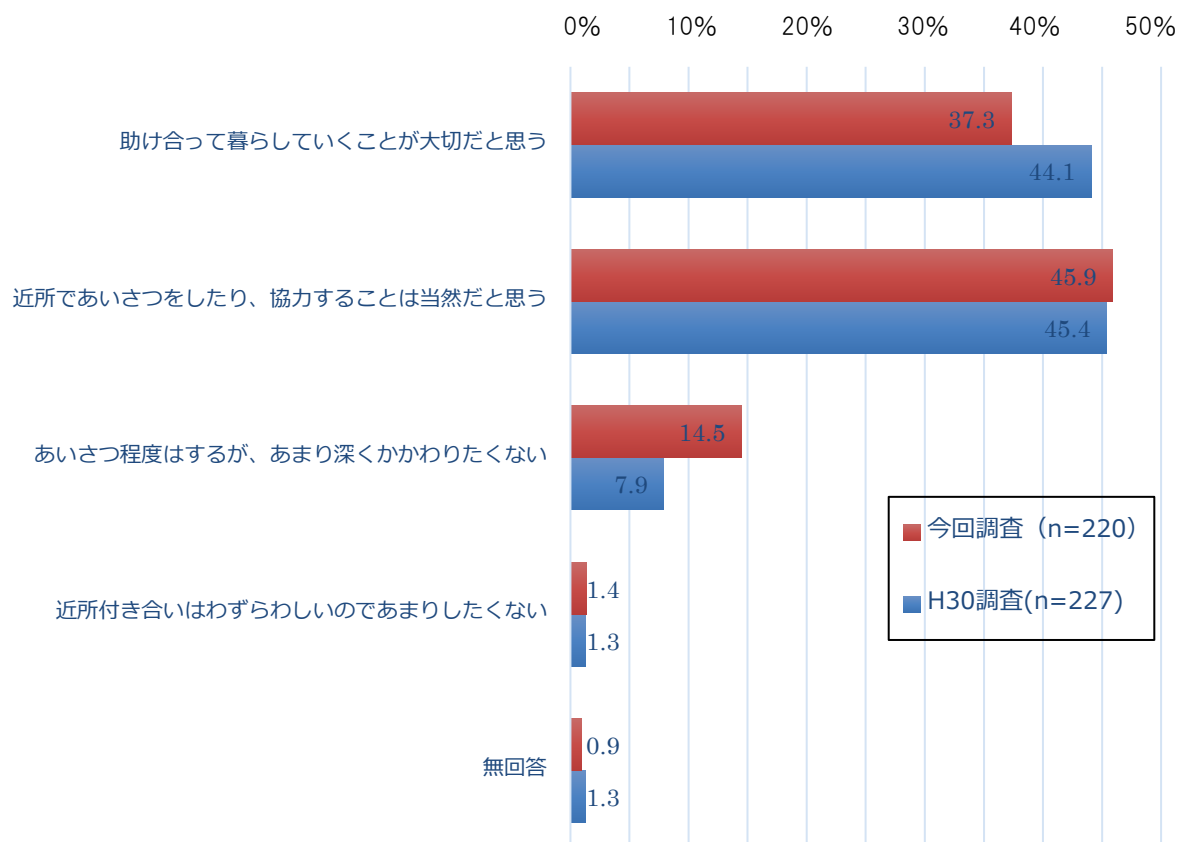
|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 調査対象 | 令和5年6月末日現在 占冠村に在住する18歳以上の男女683人 |
| 抽出方法 | 住民基本台帳から無作為抽出                   |
| 調査期間 | 令和5年6月～7月                       |
| 調査方法 | 郵送による調査票の配布・回収                  |
| 回収率  | 30.9%（配布数683票、回収数220票）          |

### (2) 村民アンケート調査結果の概要

#### ①近所付き合いについての考え方

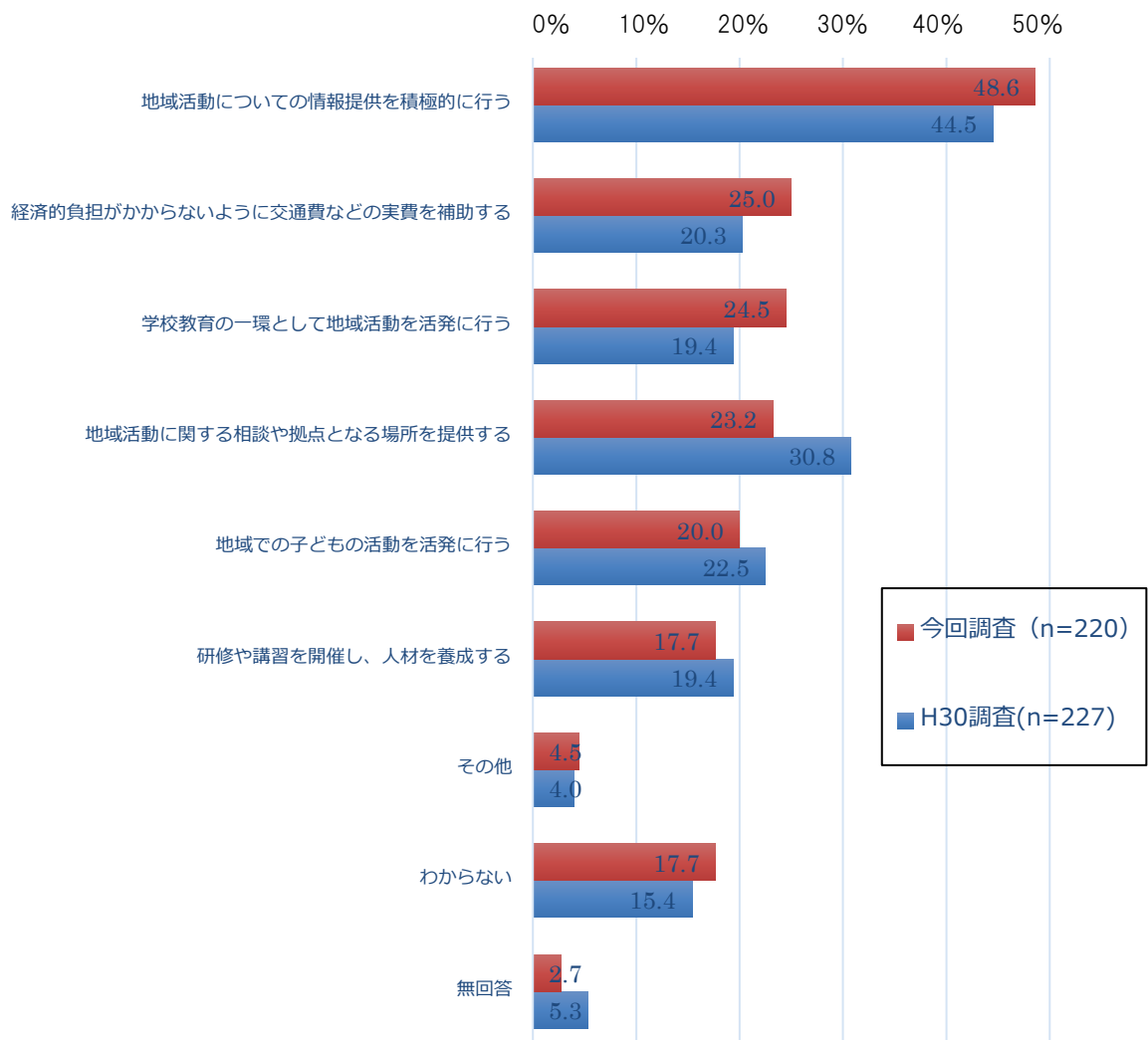
「近所であいさつをしたり、協力することは当然だと思う」が45.9%で最も多く、次いで「助け合って暮らしていくことが大切だと思う」（37.3%）と続いています。

一方、「近所付き合いはわずらわしいのであまりしたくない」が1.4%と少数ながら存在しています。



## ②地域活動を活発にしていくために必要なこと

「地域活動についての情報提供を積極的に行う」が48.6%で最も多く、次いで「経済的負担がかからないように交通費などの実費を補助する」（25.0%）、「学校教育の一環として地域活動を活発に行う」が続いています。



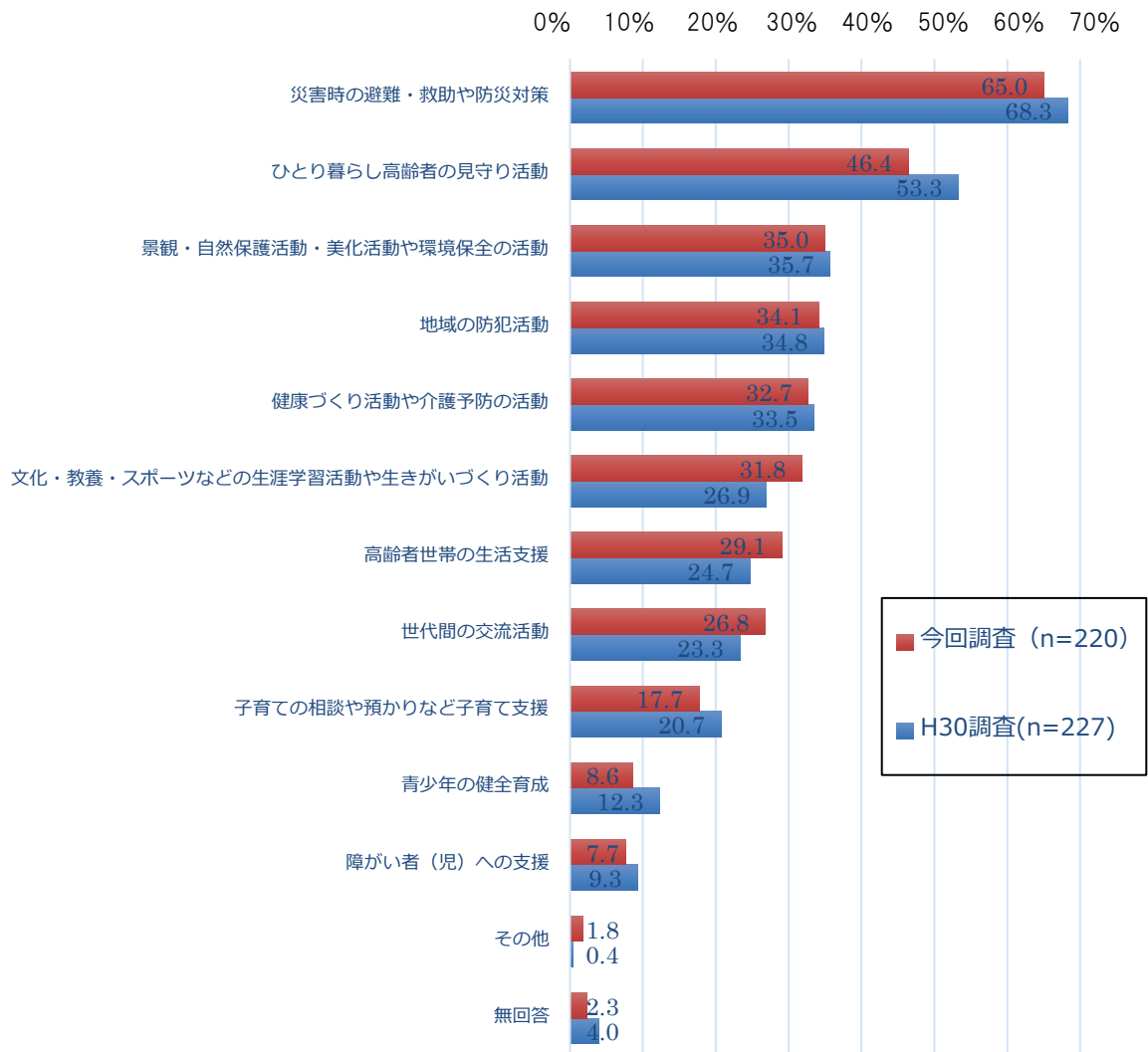
### 世代別傾向として

◎すべての世代で「地域活動についての情報提供を積極的に行う」が最も多くなっています。

◎18～29 歳、30～39 歳では「経済的負担がかからないように交通費などの実費を補助する」が約 40%で、他の年齢と比べて多くなっています。

### ③地域で協力して行った方がいいと思うこと

「災害時の避難・救助や防災対策」が65.0%で最も多く、次いで「ひとり暮らし高齢者の見守り活動」（46.4%）、「景観・自然保護活動・美化活動や環境保全の活動」（35.0%）が続いています。



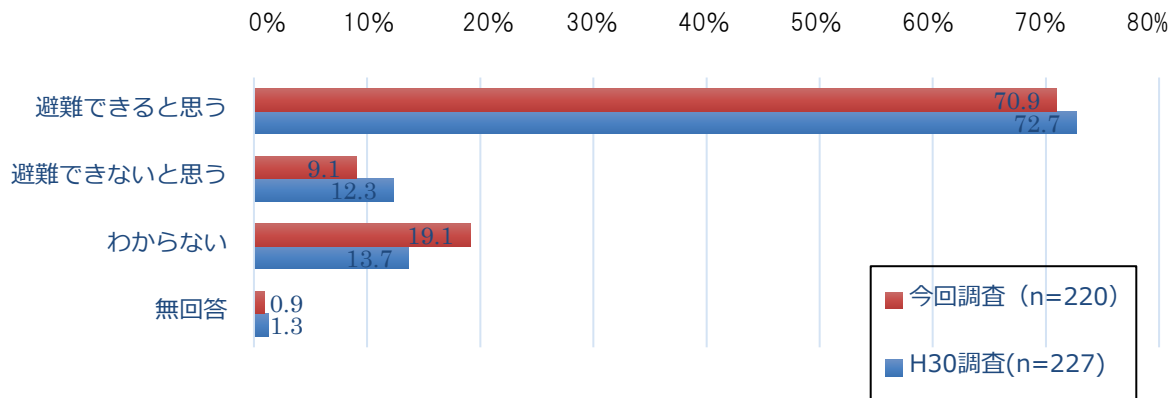
#### 世代別傾向として

◎すべての世代で「災害時の避難・救助や防災対策」が最も多くなっており、災害時に対する協力の意識が伺えます。

◎70 歳以上では「健康づくり活動や介護予防の活動」が多く、18～29 歳、30～39 歳では「子育ての相談や預かりなど子育て支援」が約 40%と多くなっています。

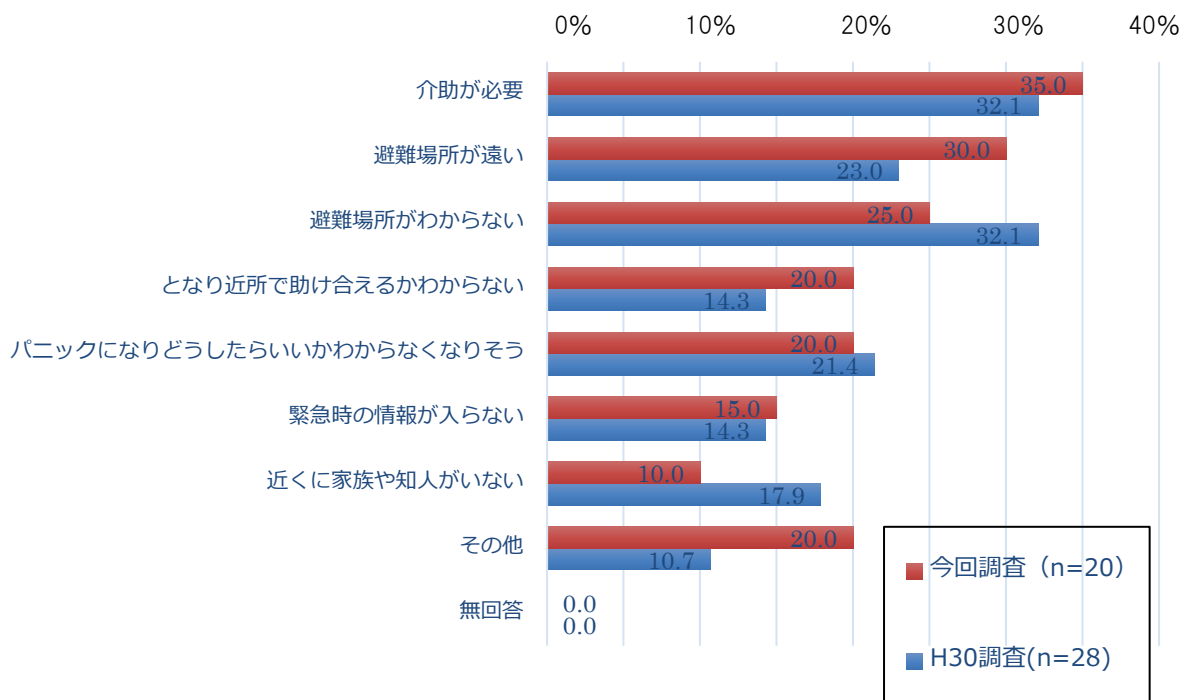
#### ④災害などの緊急事態が発生した場合、適切に避難できるか

「避難できると思う」70.9%となっています。一方、「避難できないと思う」が9.1%、「わからない」が19.1%となっています。



#### ⑤緊急事態発生時に、適切に避難できないと思う理由

「介助が必要」が35.0%で最も多く、次いで「避難所が遠い」(30.0%)、「避難場所がわからない」(25.0%)が続いています。



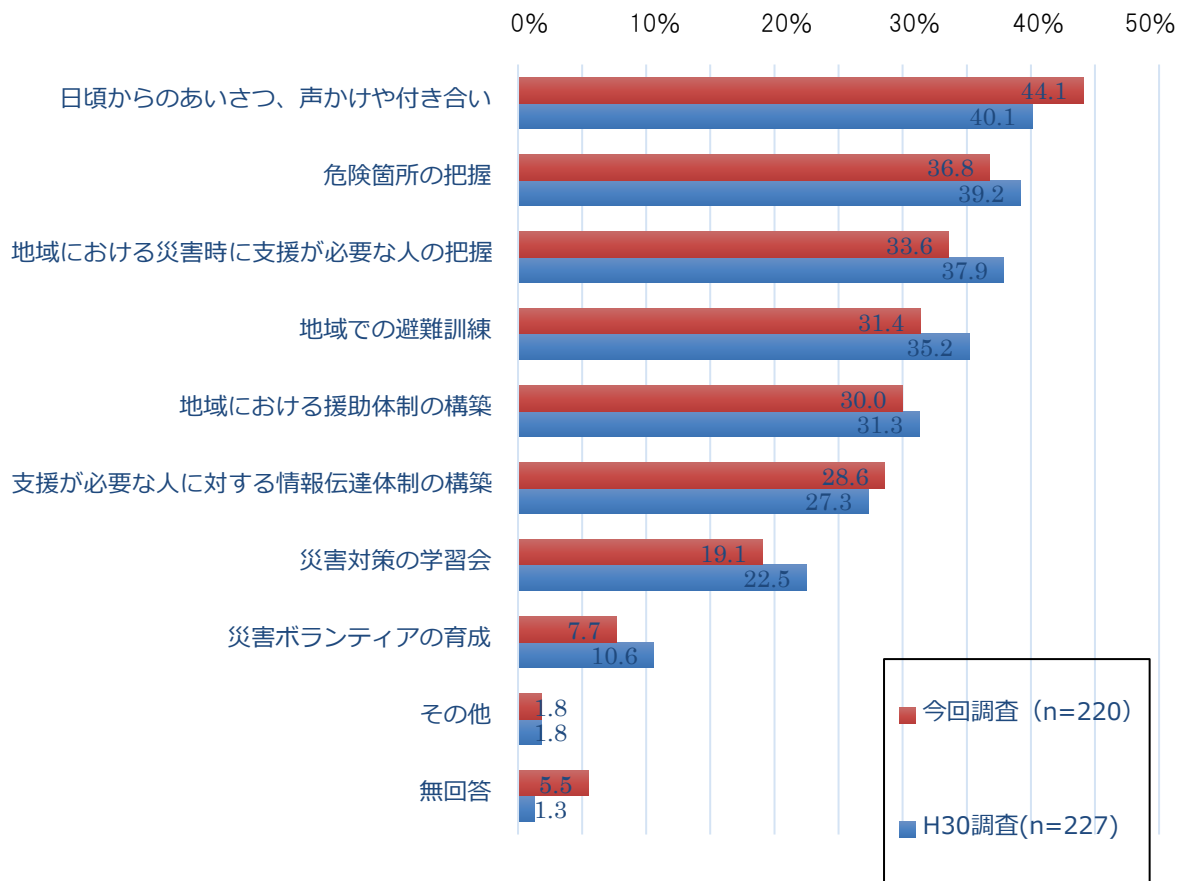
#### 世代別傾向として

◎30～39 歳、40～49 歳、50～59 歳では「避難場所がわからない」が最も多くなっており、避難場所の周知の必要性が伺えます。

◎50～59 歳、60～69 歳では「パニックになりどうしたらいいかわからなくなりそう」が多いことから、防災訓練の参加を図ることなどにより、平時より緊急事態発生時の行動を想定してもらえることを働きかけていく必要性もあります。

## ⑥地域における災害時の備えとして重要なこと

「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が44.1%で最も多く、次いで「危険箇所の把握」が36.8%、「地域における災害時に支援が必要な人の把握」が33.6%と続いています。



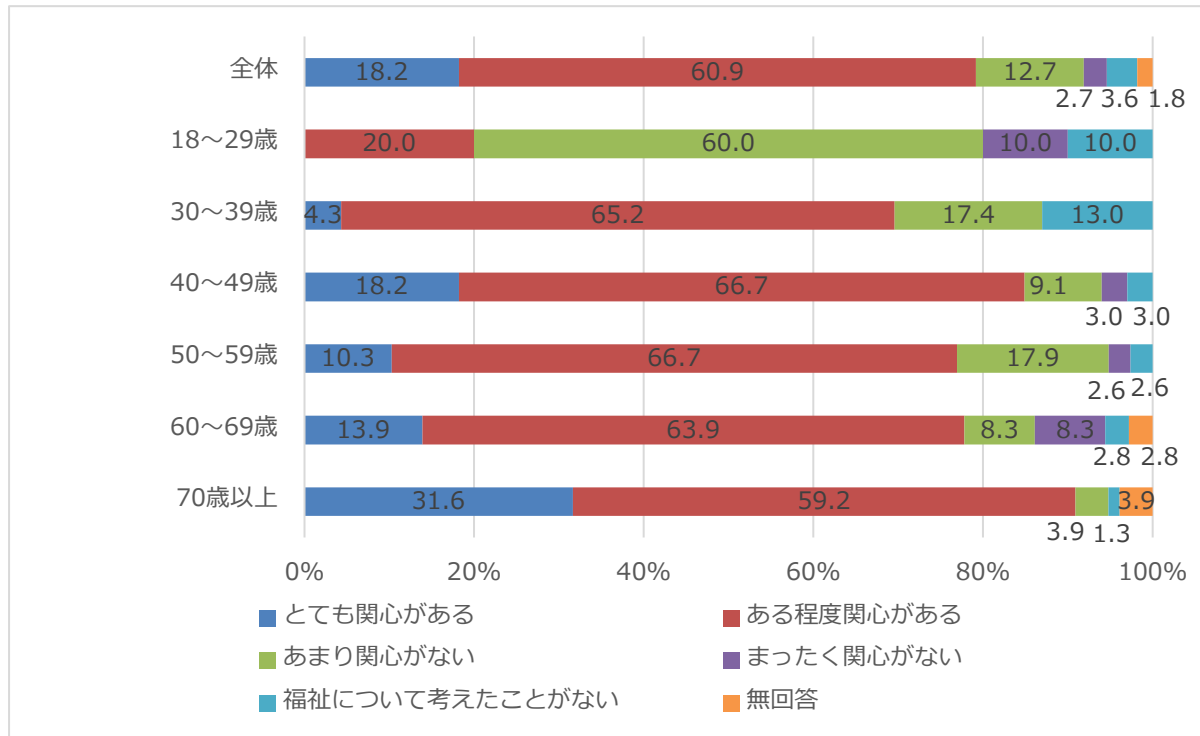
### 世代別傾向として

◎18～29 歳を除き「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が最も多くなっており、日頃からの村民との関係性が重要と考えていることが伺えます。

◎18～29 歳、30～39 歳、40～49 歳では「危険箇所の把握」が多いことから、災害時にどのような手段や経路で避難するのかという意識が高いことが伺えます。

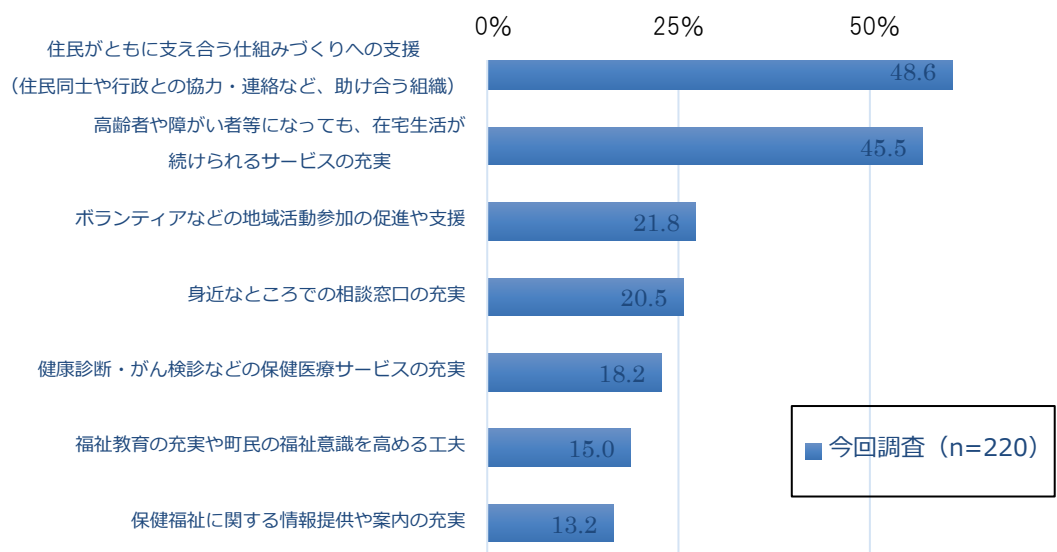
## ⑦地域福祉への関心度

全体でみると、「とても関心がある」(18.2%)と「ある程度関心がある」(60.9%)の合計が79.1%となっています。一方、「あまり関心がない」(12.7%)と「まったく関心がない」(2.7%)の合計は15.4%となっています。



## ⑧地域福祉の充実のために村が積極的に取り組むべきこと（抜粋）

「住民がともに支えあう仕組みづくりへの支援（住民同士や行政との協力・連絡など、助け合う組織）」が48.6%で最も多く、次いで「高齢者や障がい者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」（45.5%）、「ボランティアなどの地域活動参加の促進や支援」（21.8%）が続いています。



### 3 アンケート調査結果まとめ

---

#### ① 村民の地域福祉に関する意識は高い

村民アンケート調査では、地域福祉の基礎となる“近所付き合い”に関して、「助け合って暮らしていくことが大切だと思う」「近所であいさつをしたり、協力することは当然だと思う」と回答した人は、年齢にかかわらず60%以上であり、前回のアンケートと同様に近所付き合いの大切さについての意識は浸透している状況です。

しかしながら、「あいさつ程度はするが、あまり深くかわりたくない」、「近所付き合いはわずらわしいのであまりしたくない」の割合が全体として約15%みられます。

また、地域福祉に関心のある人は30歳以上の村民では60%程度以上であるが、30歳未満の村民では「あまり関心がない」、「まったく関心がない」、「福祉について考えたことがない」の合計が80%であることから、主に若い世代に向けた地域福祉の啓発活動がより一層必要であると考えられます。

#### ② 災害に対する意識がとて高く、共助の考え方も浸透している

村民アンケート調査では、地域福祉で協力していった方がいいと思うことに対して「災害時の避難・救助や防災対策」の回答が約65%で最も多い結果となりました。この他、災害時の備えとして重要なこととして「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」と回答した人が約44%と最も多い結果でした。

本計画書のアンケートの概要には掲載していませんが、困っている人がいるときに自分ができることとして「災害時の手助け」と回答した人が最も多かったことや、災害時に自力で避難できない人がいるときにも「自発的に手助けする」と回答した人も約55%と多く、このことから災害に対する意識がとて高いだけでなく、共助の考え方も浸透している状況です。

#### ③ 地域福祉を活発にするために、積極的な情報提供と支え合う仕組みづくりが必要

村民アンケート調査において、地域福祉を活発にしていくために必要なこととしては、前回のアンケートと同様に「地域活動についての情報提供を積極的に行う」、地域福祉の充実に向けて村が取り組むべきこととしては、「住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援」がそれぞれ最も多い結果でした。

村民が持つ地域福祉に関する意識の高さを生かし、地域福祉をより活発にしていくためには、地域で行われている活動に関する情報提供の機会を増やすとともに、地域活動や支え合い活動への参加を促すための仕組みづくりが必要であると考えられます。しかしながら、若い世代の地域福祉への関心度が低いという現状があります。そのため、地域福祉の必要性の周知などを若年層へ働きかけていくことが重要であると考えられます。

## 4 地域福祉の推進に向けての課題

---

### (1) 少子高齢化の進展

---

近年、本村の総人口は流動的に減少と増加を繰り返すことにより、1,200人～1,400人程の人口を維持しています。年齢3区分別の人口構成をみると15歳未満の年少人口は100名前後で推移し、15～64歳の生産年齢人口も流動的に減少と増加がみられます。

また、世帯においても高齢者のいる世帯は総世帯数の約2～3割になっているとともに、特に高齢者の一人暮らし世帯の割合が大きく増加しています。

今後は、健康の維持増進に向けた取組を充実させ、若年者は高齢になっても健康を維持していけるよう、また、高齢者はできるだけ要介護（支援）状態にならないようにしていくことが大切です。

### (2) 医療・介護・福祉人材の確保・育成

---

医療・介護・福祉人材は、地域包括ケアシステム<sup>5</sup>の構築、特に要介護高齢者の生活支援や増大する介護サービスへの対応に不可欠な社会基盤です。医療・介護サービスの提供を維持していくために、医療・介護・福祉人材の確保は大きな課題であります。

### (3) 誰もが安心して暮らせる環境及び体制づくり

---

本村では、要介護・要支援認定者数は横ばいに推移していますが、今後後期高齢者の増加に伴い要介護・要支援認定者数は増加することが予測されます。また、障がいのある方についても精神障がいが増加傾向となっており、支援を必要とする人は今後も緩やかに増加していくと見込まれます。

今後は、支援を必要とする人も地域においていきいきと暮らしていくことができるよう、村民一人ひとりが個人の意思に基づいた地域活動への参加を促し、支援していくことが不可欠であり、そのためには専門職の人材確保や人材育成、環境及び体制づくりを進める必要があります。

### (4) 地域福祉を推進する連携の体制づくり

---

福祉サービスを提供する上では、行政によるサービスのみできめ細やかに対応することが難しくなってくることから、公的なサービスのみならず、地域住民同士の助け合いを促進していく必要があります。

アンケート調査結果によると、今後地域福祉を充実させるためには、住民がともに支え合う仕組みづくりへの取組や行政による積極的な情報提供が求められています。今後は地域福祉への村民の関心を高めるとともに、地域における助け合いを促進するための仕組みづくりや情報提供を行っていくことが重要です。

---

<sup>注5</sup> 地域包括ケアシステム

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本村では、高齢化の進行とともに、世帯の小規模化や高齢者のみの世帯の増加が確実に進んでいます。また、社会経済状況の大きな変動の中、個人の価値観やライフスタイルの多様化も進んでいます。このようなことを背景に、地域社会における「つながり」の希薄化を指摘する多くの声が聞かれるようになりました。

地域でともに暮らす人々が、地域を構成するかけがえのないひとりとして、自分らしい自立した生活を営んでいくためには、すべての住民が地域において孤独や孤立し、不安を抱えて生活することなく、お互いに思いやりの心を持ち、ともに助け合い、支え合う誰もが取り残されることのない社会の実現が重要となっています。

さらに、特定の人が特定の人を「支える」一方向の関係ではなく、お互いに「支え合う」双方向の関係を築き、その関係性を深めていくことが大切です

行政と地域のつながり、住民同士のつながり、地域で活動する各種団体や事業者等とのつながりによって互いに支え合う地域共生社会の実現をめざすものとして、本計画では次の基本理念を掲げ、その実現をめざします。

#### 基本理念

**地域でつながり ともに創ろう  
支え合いのむら**

## 2 基本目標

---

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の3つの柱を設定します。

### (1) 地域を支える人づくり

---

地域福祉を支えるのは、様々な「人の力」であり、地域における人と人とのつながりが重要です。そのため、地域を担う人材育成と、地域を知る住民自らがボランティア活動に参加することが大切です。村内においては各地域でボランティアによる活動が行われていますが、ボランティアの高齢化など課題も存在します。今後はボランティア活動の継続に向けて、住民同士の支え合い・行政や各種団体による支援が重要となってきます。

村民全員が自分にあった方法でともに支え合い、気負うことなくボランティア活動に参加できるような動機付けや方策などを検討し、支え合い活動への幅広い村民の参加を推進します。

### (2) 福祉サービスの充実

---

村民が気軽に相談できる相談体制の拡充、相談機能の強化を図るとともに、関係機関と連携し、利用者が必要とするサービスに容易にアクセスできるようわかりやすい情報提供に努めます。

また、障がいのある方や高齢者などのすべての人の様々な生活ニーズに対応し、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、包括的な支援の体制整備を図ります。

そのため、支援を行う事業の充実、保健・医療・福祉の関係機関の連携体制を強化するとともに、サービス提供事業者や介護支援専門員の連携を支援します。

### (3) 安心・安全な地域づくり

---

すべての村民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるように、災害発生時において支援を要する高齢者、障がいのある方、乳幼児等いわゆる要配慮者への支援を含めた地域での防災体制の整備拡充に努めます。

また、地域支援体制の整備を推進するとともに、バリアフリー<sup>注6</sup>化の環境整備など、「公助」「互助」「共助」を発揮できる環境づくりを推進します。

さらに、過去に罪を犯したことがある者やその家族等、生きづらさを抱える人たちから様々な相談を受け対応することにより再犯を防止し、すべての村民が犯罪被害者等にならないよう努めます。

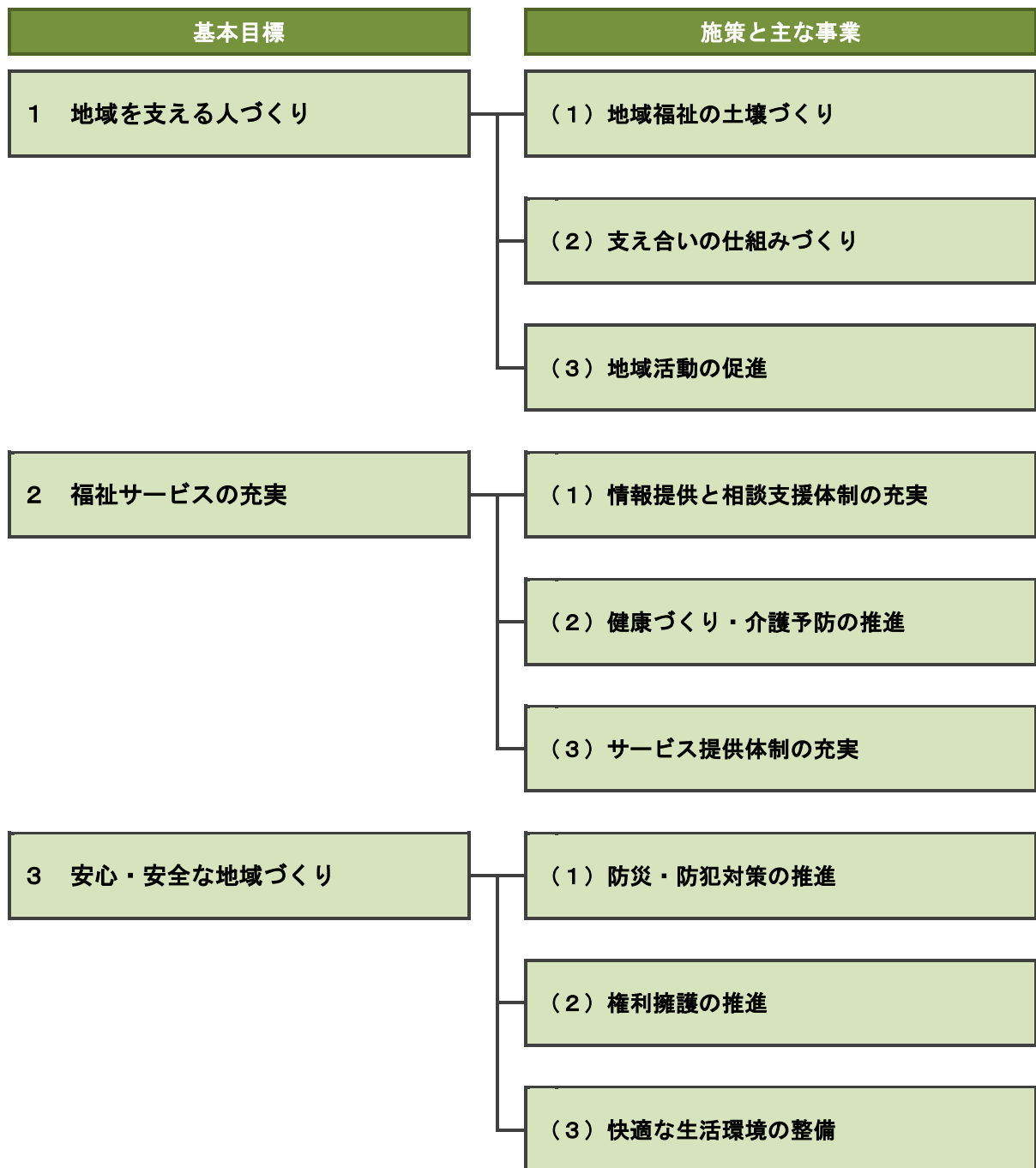
---

<sup>注6</sup> バリアフリー

高齢者や障がい者が社会生活を送る上で、障壁となるものを取り除くこと。当初は、道路や建物の段差や仕切りをなくすことでしたが、現在では、社会制度、人々の意識、情報の提供などに生じる様々な障壁を含めて、それらを取り除くことも含まれています。

### 3 施策の体系

#### 地域でつながり ともに創ろう 支え合いのむら



## 第4章 施策の展開

### 1 地域を支える人づくり

#### (1) 地域福祉の土壌づくり

多くの人々にとって「福祉」という言葉のイメージの中には、「行政などのサービスを必要としている高齢者や障がいのある方などの困っている人たちのもの。自分には関係がない。」という意識がまだ多いように思われます。しかしながら、地域福祉の考え方は「すべての住民が福祉の担い手であり同時に受け手でもある。」という認識の上に成り立っています。

近年は近隣住民との付き合いや地域社会への関心が薄れてきている背景もあり、地域に暮らす住民一人ひとりが人と人とのつながりを大切にしていこう、地域福祉への理解の促進と啓発を進めていくことが福祉意識の充実のために大切です。

#### ■主な取組

| 取組            | 取組内容                                                                                     | 担当課<br>実施主体        |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 福祉についての広報・啓発  | 家庭や行政区、事業所、老人クラブをはじめとする団体等が福祉についての理解・知識を高めるための広報、啓発活動を支援します。                             | 福祉子育て支援課<br>社会福祉担当 |
| 社会福祉協議会と連携強化  | 村における福祉の中心的担い手である社会福祉協議会と今後より一層の連携強化を図ります。                                               | 福祉子育て支援課<br>社会福祉担当 |
| 学校における福祉教育の推進 | 人とのつながりをつくる上で大切なあいさつを身につけるとともに、福祉体験やボランティア活動などを通じて、子どもの福祉の心を育む教育を推進します。                  | 教育委員会              |
| 地域活動を担う人材の育成  | 地域住民や地域活動団体などに対して、地域活動を担うリーダーなどの人材育成に向けて、活動にあたって必要となる技能を習得し向上できるよう、様々な分野の学習や講座の実施を検討します。 | 福祉子育て支援課<br>社会福祉担当 |

## (2) 支え合いの仕組みづくり

本村でも少子高齢化が進行する中で、ひとり暮らし高齢者についても増加しており、地域での孤立が懸念されています。

そのような中、村内では各地区に民生委員を配置し、地区住民の困りごとや心配ごとへの相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへのつなぎ役として活動しています。

自助の原則に基づき、自分たちでできることは自らの努力で解決を図ることが大切ですが、それでも解決できない場合や、困ったときに互いに助け合える関係を近隣や地域で築いておくことが重要です。

また、生きづらさを抱える人たちからの様々な相談を受け、対応することにより再犯を防止し、すべての村民が犯罪被害者等にならないよう孤独や孤立から、不安を抱えて生活する人へのサポートも安心・安全な社会の実現のため重要です。

### ■主な取組

| 取組               | 取組内容                                                                                                     | 担当課<br>実施主体                         |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 民生委員・児童委員への支援    | 村民の生活支援をするとともに、福祉サービスの調整及び相談役として活動している民生委員・児童委員の活動への支援を行います。また、民生委員児童委員協議会を通じて、委員、事務局間での情報共有を行います。       | 福祉子育て支援課<br>社会福祉担当                  |
| SOSネットワークシステムの構築 | 徘徊が心配される方について事前登録をし、村内の協力機関（警察、消防、民生委員、行政区、社協、交通機関、商店、金融機関等）により見守りを行います。また、行方不明時に捜索への協力を行います。            | 地域包括支援センター                          |
| 高齢者の見守り活動の推進     | 「ファミリーサポートセンター・しむかつぷ」に委託し、1か月に1回程度、登録者宅を訪問、安否確認を行います。                                                    | 地域包括支援センター                          |
| 子育て家庭の見守り        | 赤ちゃん健康訪問等を通して子育て家庭を見守り、家庭のサインを早期にキャッチして適切な支援に結びつけます。                                                     | 福祉子育て支援課<br>子育て支援室<br>住民課<br>保健予防担当 |
| 保護司・保護司会への支援     | 村民を再犯から守る保護司及び保護司会の活動に対して支援を行います。<br>また、年々担い手が減少傾向にあるため、新たな担い手についての情報提供等を行っています。（再犯防止推進計画）               | 福祉子育て支援課<br>社会福祉担当                  |
| 更生保護関係団体との連携     | 更生保護地域連携拠点事業に参画し、過去に非行や事件を犯してしまった人で不安や困りごとを抱えている方からの相談に応じるなどし、再犯を防止し新たな被害者をつくらないうサポート等を行っています。（再犯防止推進計画） | 福祉子育て支援課<br>社会福祉担当                  |

### (3) 地域活動の促進

地域福祉を推進するためには、地域住民と関係機関、行政の協働が必要ですが、高齢化の進行等により、地域福祉の担い手が固定化、高齢化しており、早急に地域活動を担う人材を発掘・養成していく必要があります。

本村では、2017（平成29）年に有償ボランティア団体である「ファミリーサポートセンター・しむかつぷ」が設立され、高齢者から子どもまで住民ニーズに対する支援サービス事業を行っています。また、村内4箇所で主に高齢者と介護者を対象として「手しごと」をテーマとするカフェを開催し、手芸などを行いながら、交流や情報交換、介護ストレスの軽減を図っています。

今後も、多様な地域福祉のニーズに対応するために、「ファミリーサポートセンター・しむかつぷ」の活動を支援するとともに、住民や老人クラブなどの団体における活動への支援を行います。

#### ■主な取組

| 取組               | 取組内容                                                                                                                              | 担当課<br>実施主体                 |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 住民活動への支援         | 住民が主体となって行われる様々な活動を支援します。                                                                                                         | 企画商工課<br>企画担当               |
| 老人クラブの活動への支援     | 老人クラブが主体となって行われる様々な活動を支援します。                                                                                                      | 福祉子育て支援課<br>社会福祉担当          |
| 地域における交流活動への支援   | 地域における認知症カフェをはじめとする様々な交流活動を支援します。また、読み聞かせなどの機会を通じて、子どもと高齢者の世代間交流を推進します。                                                           | 地域包括支援<br>センター<br><br>教育委員会 |
| 認知症サポーターの養成・活動支援 | 認知症について、正しく理解し、偏見を持たず認知症の方や家族に対し温かい目で見守るため、「認知症サポーター」を養成する講座を開催します。また、各団体及び地域の協力を得ながら「認知症サポーター」が活動できる環境づくりなどの支援を行い、介護者の負担軽減を図ります。 | 福祉子育て支援課<br>介護担当            |
| ボランティア活動の促進      | ボランティア活動の活性化を図るため、村民のボランティアに対する意識啓発を行うとともに、社協を中心として情報提供・利用の相談窓口の整備、団体間のネットワークづくりを促進します。                                           | 地域包括支援<br>センター              |

## 2 福祉サービスの充実

### (1) 情報提供と相談支援体制の充実

地域には、高齢者、障がい者、子育て中の家族、生活困窮者など、様々な福祉サービスが必要とする人がおり、特に、複数の問題がある人や、相談したい内容が不明確な人、虐待に関する問題がある人、従来の対象者別の福祉サービスの狭間となる人などに対しては、相談内容から課題を分析して適切な支援につなげていく必要があります。

本村ではこれまで、役場の窓口、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、各種相談機関などにおいて村民からの相談を受け付け、対応を行ってきました。また、生活支援コーディネーター<sup>注7</sup>を1名配置し、地域課題の情報収集を行っています。

また、多職種連携の一環として地域ケア会議<sup>注8</sup>を月1回開催し、情報交換を行っています。

今後も、これらの相談体制を維持するとともに、各機関の連携を強化し、様々な問題を解決できる体制を充実させていく必要があります。

#### ■主な取組

| 取組               | 取組内容                                                    | 担当課<br>実施主体                      |
|------------------|---------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 相談窓口の充実          | 地域包括支援センターでの相談や、法律相談、人権相談、消費者相談等各種専門相談業務の充実を図ります。       | 福祉子育て支援課<br>社会福祉担当<br>地域包括支援センター |
| 身近な相談体制の確保       | 民生委員・児童委員や各種相談員の活動をより強化するために、研修や情報提供等の充実を図り、その活動を支援します。 | 福祉子育て支援課<br>社会福祉担当               |
| 包括的な相談窓口の設置      | 地域課題の情報収集を図るとともに、地域における包括的な相談窓口としての機能・体制の充実に努めます。       | 地域包括支援センター                       |
| 地域ケア会議の開催        | 地域ケア会議を定期的に開催し、地域における福祉課題の把握や情報連携に努めます。                 | 地域包括支援センター                       |
| 相談機関との連携による情報の提供 | 地域包括支援センターなど様々な相談機関や民生委員・児童委員との連携により、情報提供体制の充実に努めます。    | 地域包括支援センター                       |

<sup>注7</sup>生活支援コーディネーター

地域支え合い推進員とも呼ばれ、地域における困りごとなどのニーズを把握するとともに、支援の担い手の把握を行い、それらを結びつける役割を持つ人のこと。自治体に設置が義務付けられています。

<sup>注8</sup>地域ケア会議

地域におけるより良い福祉環境を実現するため、医師や看護師などの保健・医療の専門職、ケアマネジャーや介護福祉士などの福祉の専門職、行政職員等、多職種が話し合い、地域における福祉課題の把握や、支援を必要としている人への個別の支援内容などを検討する会議のこと。

## (2) 健康づくり・介護予防の推進

現在の高齢社会においては、要介護状態にならないための健康づくりが重要です。

健康づくりや介護予防は、地域の人々で取り組もうとする行動が起きています。健康であることはすなわち、地域を支える側に立つことであり、それが生きがいとなり健康を増進するという好循環が生まれます。

本村では、各種健診・検診等を実施し、健康づくりや生活習慣病の予防などへの取組を進めていますが、健診受診者が減少しているため、未受診者対策を強化していく必要があります。

また、教育委員会が実施する清流大学（高齢者大学）事業や老人クラブの活動を通じ、健康づくりに取り組んでおり、今後も継続が望まれます。

### ■主な取組

| 取組              | 取組内容                                                                                         | 担当課<br>実施主体                         |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 健康づくりの周知・啓発     | 健康づくりに関する情報提供などにより、村民一人ひとりが健康を日頃から意識して生活するよう、様々な機会や場を通じて啓発します。                               | 住民課<br>保健予防担当                       |
| こころの健康づくりの周知・啓発 | こころの健康づくりに関する情報提供などにより、村民一人ひとりがストレスの軽減を図ることで、こころの健康を日頃から意識して生活するよう、様々な機会や場を通じて啓発します。         | 住民課<br>保健予防担当<br>福祉子育て支援課<br>社会福祉担当 |
| 健康づくりの場の充実      | 村民スポーツレク大会や軽ストレッチ教室など、健康づくりに関する機会の充実を図ります。<br>また、病気を患った人同士が病気に関する情報共有や意見交換などを行う場や機会の充実を図ります。 | 教育委員会                               |
| 健康診査の充実         | 健康に関心を持ち、個々の健康管理に役立てるため、特定健康診査や各種がん検診などの充実を図るとともに、周知徹底や受診率の向上に努めます。                          | 住民課<br>保健予防担当                       |
| 介護予防事業の推進       | 介護予防事業「お元気さんくらぶ」を社協委託にて実施します。                                                                | 地域包括支援センター                          |
| 清流大学事業の推進       | 清流大学事業における健康づくり活動を推進します。                                                                     | 教育委員会                               |
| 保健・医療・福祉の連携強化   | 行政や福祉サービス事業所、医療機関との連携を進め、介護と医療に関する情報が相互に得られる仕組みづくりに努めます。                                     | 地域包括支援センター                          |

### (3) サービス提供体制の充実

住み慣れた地域で自立した生活が続けるには、様々な福祉サービスを利用して、生活を成り立たせなければなりません。福祉サービスを必要としている人は増加しており、これまでのサービス事業所だけでは解決できない問題が出てくることも予想されます。

必要とされる福祉サービスが行き届くようにするためには、利用者の生活課題や福祉ニーズを把握して、適切な管理運営を行った上で、村及び村社協によるサービスや地域のボランティア活動・民間事業者などのサービスを、必要に応じ組み合わせていくことが大切です。

今後も福祉ニーズの把握に努め、既存の福祉サービスの充実を図るとともに、質の向上に取り組めます。

#### ■主な取組

| 取組               | 取組内容                                                                           | 担当課<br>実施主体        |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 高齢者向けサービスの充実     | 介護保険サービスや高齢者向けの福祉サービスなどの充実を図ります。                                               | 福祉子育て支援課<br>介護担当   |
| 障がい者向けサービスの充実    | 近隣自治体の障がい者向けサービス事業者等と連携し、障がい福祉サービスの充実を図ります。                                    | 福祉子育て支援課<br>社会福祉担当 |
| 子ども・子育て支援サービスの充実 | 保育所における保育サービスや国が定める子ども・子育て関連サービスの拡充に努めるとともに、子育て応援事業など村独自の子育て支援サービスの充実を図ります。    | 福祉子育て支援課<br>子育て支援室 |
| 生活困窮者等への自立支援の充実  | 日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援制度を通じて関係機関と連携し、生活困窮者等の一人ひとりの実情を踏まえた支援を行うことにより、早期の自立を推進します。 | 福祉子育て支援課<br>社会福祉担当 |
| 生活支援コーディネーターの育成  | 地域における多様なサービスの創出やサービスの担い手養成と、これら多様な取組と地域のニーズのマッチング等を担う生活支援コーディネーターを育成します。      | 地域包括支援センター         |
| ボランティア団体等への支援    | ボランティア、NPO等による地域課題解決に向けた取組を支援するなど、地域における住民の主体的な取組を推進します。                       | 地域包括支援センター         |
| 福祉人材の確保          | 福祉関連のサービスを担う人材の確保に向けた支援を行います。                                                  | 福祉子育て支援課<br>社会福祉担当 |

### 3 安心・安全な地域づくり

---

#### (1) 防災・防犯対策の推進

---

近年、私たちの身近な地域でも大規模な災害が頻発しており、人々の防災に対する関心がより高まっています。

本村では、地域防災計画において、避難行動要支援者<sup>注9</sup>に対する防災情報の伝達体制や避難誘導などの支援体制について定めており、地域においても自主防災組織<sup>注10</sup>の設置や防災訓練の実施により、災害に備えた対応を進めています。災害発生時には、自分の身は自分で守ることが最も重要ですが、高齢者や障がい者の中には自力で避難することが困難な人もおり、あらかじめこれらの人への支援体制を整えておく必要があります。そのために、個別避難計画<sup>注11</sup>を地域の自主防災組織や民生児童委員、医療・保健・福祉の専門職等の関係者と協力して作成し、災害による被害を最小限におさえるべく避難支援体制の強化に努めます。

これまでの防災・減災対策を強化するとともに、行政区や自主防災組織などを主体とした地域での防災活動の充実が必要となっています。

また、高齢者や子どもたちを狙った犯罪が後を絶たない中、防犯や再犯防止に対する正しい理解の周知や意識づけが重要となっています。

---

<sup>注9</sup> 避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を必要とする人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生またはそのおそれがある場合に、自ら避難することが難しく、支援が必要な人のことを「避難行動要支援者」と呼びます。

<sup>注10</sup> 自主防災組織

地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織のこと。日頃から災害に備えた様々な取り組みを実践するとともに、災害時には、災害による被害を最小限に食い止めるための活動を行います。

<sup>注11</sup> 個別避難計画

避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画です。市町村と地域の自主防災組織、医療・保健・福祉の専門職等の関係者と協力して作成することとされています。

## ■主な取組

| 取組              | 取組内容                                                                                                                                    | 担当課<br>実施主体                                     |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 防災に対する啓発        | 自助・共助・公助に関する周知・啓蒙を行い村民に“自分の身は自分で守る”という意識付けを図ります。                                                                                        | 総務課<br>防災担当                                     |
| 防災に関する情報提供の充実   | 災害への備えや地域における危険箇所、避難所等の情報提供を行い、地域住民の防災意識の高揚を図るため、本村のハザードマップ、防災ハンドブックの見直しを行います。                                                          | 総務課<br>防災担当                                     |
| 防災訓練の実施         | 自主防災組織、関係機関等、地域に関係する多様な主体と連携し防災訓練を実施します。                                                                                                | 総務課<br>防災担当                                     |
| 地域における災害時の体制づくり | 地域における防災・減災に向けた啓蒙を図り、自主防災組織の育成に努めます。                                                                                                    | 総務課<br>防災担当                                     |
| 避難所対策の充実        | 「占冠村保健福祉センター ノンノ」は、障がい者へのケアを行うことができる福祉避難所として指定されます。村民に対し福祉避難所についての周知を図ります。<br>また、災害発生時、避難所において、高齢者・障がい者等の健康状態の把握に努めます。                  | 総務課<br>防災担当<br>福祉子育て支援課<br>社会福祉担当<br>地域包括支援センター |
| 避難行動要支援者支援体制の推進 | 個人情報の保護に配慮しながら、避難行動要支援者支援名簿を作成し、地域と協働で支援台帳の整備や避難行動要支援者の支援体制づくりを推進します。                                                                   | 総務課<br>防災担当<br>地域包括支援センター                       |
| 個別避難計画の策定       | 避難行動要支援者名簿に掲載されている高齢者や障がいのある人々の避難支援のため、自主防災組織、医療・保健・福祉の専門職等と協力し取り組みます。                                                                  | 総務課<br>防災担当<br>福祉子育て支援課<br>社会福祉担当<br>地域包括支援センター |
| 地域防犯体制の充実       | 占冠村防犯協会、保護司会等の関係機関と連携し、各種活動を通して、犯罪や事故のない明るく住みよいむらづくりに取り組みます。<br>(再犯防止推進計画)                                                              | 総務課<br>交通安全・防犯担当<br>福祉子育て支援課<br>社会福祉担当          |
| 再犯防止に対する啓発      | 社会を明るくする運動 <sup>注12</sup> の趣旨を広めるよう保護司等が行う啓発活動に協力します。<br>また、村民に対し保護司の役割等について、村が発行する広報誌等で紹介するなどして、更生保護活動に対する理解と協力を促していきます。<br>(再犯防止推進計画) | 福祉子育て支援課<br>社会福祉担当                              |

<sup>注11</sup> 社会を明るくする運動

すべての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築くことを目指す全国的な運動です。

## (2) 権利擁護の推進

支援が必要な人たちの権利を守るという動きが近年の我が国では急速に広まってきています。これまで以上に人権を守り、その人らしい暮らしをその人の選択で行えるような取組が広がっています。

本村においても、認知症や障がい等により判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見制度<sup>注13</sup>の周知を図るとともに、その利用を促進するため、成年後見制度利用支援事業を行っています。

今後も、これまで進めてきた施策を継続するとともに、障がいのある方等の差別解消に向けた取組の充実を図ることが必要です。

### ■主な取組

| 取組             | 取組内容                                                                                                                           | 担当課<br>実施主体                      |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 人権尊重の推進        | 虐待防止の周知や被虐待者の権利擁護についての啓発など虐待における正しい理解の普及を図ります。また、職員の研修実施やマニュアルの普及等による虐待の早期発見や支援の質の向上、さらに関係機関との積極的な連携・情報共有により虐待の防止や早期発見に取り組めます。 | 福祉子育て支援課<br>社会福祉担当               |
| 虐待防止の推進        | 道、村、警察、福祉関係団体、医師会、人権擁護関係団体等で構成するネットワークを組織し、様々な社会資源との連携、虐待の早期発見、虐待防止に取り組めます。                                                    | 福祉子育て支援課<br>社会福祉担当               |
| 成年後見制度の周知      | 成年後見制度を村民に周知し、利用を促進します。                                                                                                        | 地域包括支援センター<br>福祉子育て支援課<br>社会福祉担当 |
| 成年後見制度の利用者への支援 | 成年後見制度の利用が必要な人で、身寄りがいないなどの事情で申し立てができない場合は、村長が代わって申し立てを行うことにより、利用を支援します。                                                        | 地域包括支援センター<br>福祉子育て支援課<br>社会福祉担当 |
| 障がいのある方への差別の解消 | 平成28年に施行された「障害者差別解消法」に基づき、村民を対象に障がいのある方への差別意識の解消に向けた、広報などの取組を推進します。                                                            | 福祉子育て支援課<br>社会福祉担当               |

<sup>注13</sup> 成年後見制度

認知症などによって判断能力が低下してしまった人がいる場合に、その人が不利益を被らないようにサポートする人を家庭裁判所から選任してもらう制度のこと。

### (3) 快適な生活環境の整備

高齢者や障がい者、子育て中の家族等、様々な人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、外出のための移動手段が確保されていることや、すべての人が利用しやすいような施設が整備されていることが必要です。

本村ではこれまで、公共施設は改修の際にバリアフリー化やユニバーサルデザイン<sup>注14</sup>への対応を推進してきました。

今後も、新たに施設を整備する際には、高齢者や障がいのある方、児童等が安全で利用しやすい施設の整備に努めるとともに、外出のための移送手段の確保に向けた支援に努めます。

#### ■主な取組

| 取組            | 取組内容                                                                    | 担当課<br>実施主体                         |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 公共施設等のバリアフリー化 | 公共施設や村営住宅の整備、改築、改装時に、高齢者や障がいのある方等が利用しやすいよう、施設のバリアフリー化を推進します。            | 建設課<br>建築担当                         |
| 住宅環境改善への支援    | 要介護認定を受けている高齢者等が自宅の段差解消や手すり取り付けなどの住宅改修を行う際、介護保険を活用して改修費用の一部を支援します。      | 福祉子育て支援課<br>介護担当                    |
| 道路・橋りょうの維持補修  | 快適で安全な道路環境をきめ細かな維持管理を行う。また、村道の改修と時期を合わせて、利用者の安全安心の確保と快適な道路サービスの提供に努めます。 | 建設課<br>土木担当                         |
| 交通安全推進活動の充実   | 交通事故防止、交通安全意識の高揚を図るため、街頭啓発、旗の波運動、登下校時の見守り等を実施し、活動の充実を図ります。              | 総務課<br>交通安全・防犯担当                    |
| 交通安全教育の充実     | 村民を交通事故から守るため、関係機関、団体等と連携を密にし、交通安全教育の充実を図ります。                           | 総務課<br>交通安全・防犯担当                    |
| 移動支援の充実       | 余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援するとともに、地域交通や福祉ハイヤーの活用促進を図ります。                   | 福祉子育て支援課<br>社会福祉担当<br>建設課<br>環境衛生担当 |

<sup>注14</sup> ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人が使いやすくなるようにデザインすること。

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の公表、住民への啓発

地域福祉計画は、行政機関だけの計画ではありません。実現のためには地域住民や地域で活動する各種団体、事業者等、あらゆる個人・団体に計画内容の浸透を図る必要があります。

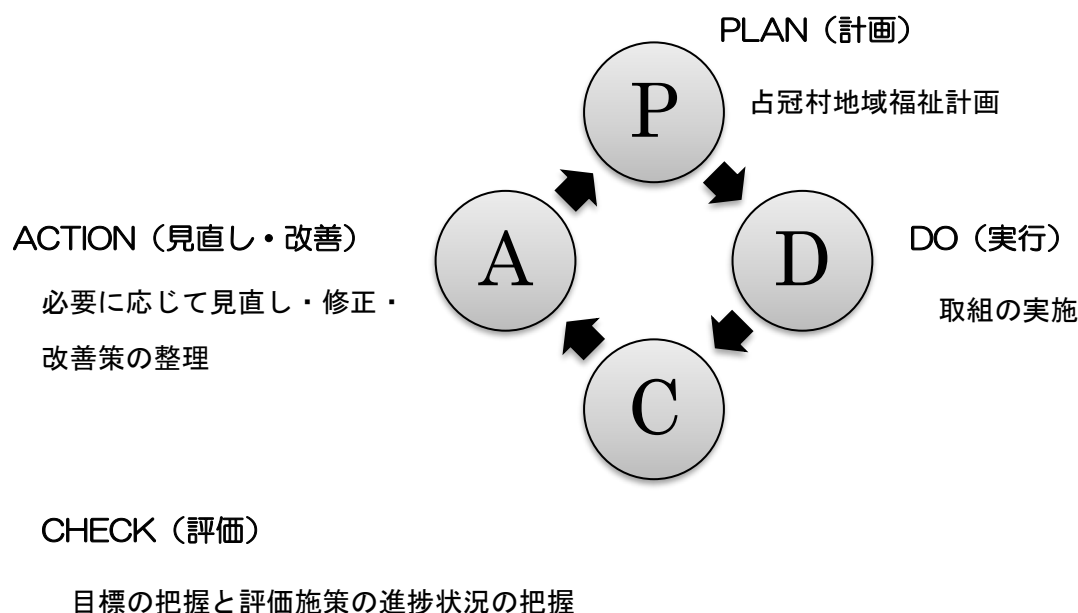
そのために、広報誌や村ホームページ等を活用し、本計画内容の公表と、継続的な村民への啓発活動の推進を図ります。

### 2 地域資源の把握・有効活用

地域の様々な問題を解決していく上で、地域住民一人ひとりが課題について正しく理解し、その解決に向け意欲ややりがいを持って、自主的に行動を起こすことが重要となります。地域で支援を必要としている方を支えるための様々な社会資源の把握に努めるとともに、既存の団体等の新たな活動の展開への支援など、有効活用を図っていきます。

### 3 計画の点検・評価

本計画の進行管理については、村がその実施状況の把握や評価点検等を行い、計画全体の進行管理を図ります。



## 4 地域福祉推進に向けての役割分担

地域福祉を推進し、誰もが暮らしやすい地域社会を構築していくためには、行政、地域住民、地域活動団体（民生委員・児童委員・保護司やボランティア団体等）、福祉サービス事業者などが、それぞれに役割を担う必要があります。本計画では、それぞれの役割を以下のとおり分担します。

### （１）行政の役割

- ①地域住民や地域活動団体、村内外の事業者等の個人・団体が、地域福祉の実現に向けて活動できるよう、相談や支援体制の充実を進める。
- ②地域住民や地域活動団体、事業者等とともに地域福祉を推進していくための連携、協働を図る。
- ③問題発生時、緊急時には関連する各組織・団体等と協力の下、地域住民の生命財産の維持確保のために必要な活動を行う。
- ④「地域住民は福祉を享受するだけでなく、提供者でもある」という村民の意識の向上を促す。
- ⑤地域福祉や更生保護を担う人材の発掘・育成や意識の醸成に努める。
- ⑥村民からの信頼をより高めるための行政職員の意識の向上、行政運営体制の改善など、継続して行政サービスの向上に努める。
- ⑦福祉施策や地域活動団体への支援の長期的、継続的な支援に努める。

### （２）地域住民、地域活動団体（ボランティア団体等）の役割

- ①地域住民は福祉を享受するだけでなく、提供者でもあるという自覚を持ち、地域や身近な人同士が助け合い、支えあう地域社会の醸成に努める。
- ②身近で起きている課題を発見し、その解決に向けて行政や地域活動団体等と連携をとる。
- ③個々の可能な範囲において、行政や地域福祉を推進する各種団体へ積極的に参加・協力を行う。
- ④災害発生等の緊急時に備えて事前の準備、緊急時の活動への参加に努める。
- ⑤行政職員や医療・福祉関係従事者の専門職も、地域住民の一員であるという自覚を持ち、地域社会の様々な活動に積極的に参加する。

### （３）社会福祉協議会、福祉サービス事業者等の役割

- ①地域社会に必要な福祉サービス等の供給に努める。
- ②サービスの質の向上に努める。
- ③行政や地域活動団体との協働に努める。
- ④継続的なサービス提供に向けた人材の確保と育成、事業内容の改善・向上に努める。

# 資料編

## 1 占冠村地域福祉計画策定委員会委員名簿

|   | 区 分                | 役 職  | 氏 名    | 所 属                    |
|---|--------------------|------|--------|------------------------|
| 1 | 障がい者及び障がい者団体の推薦する者 |      | 伊賀 聡   | 占冠村身体障害者福祉協会会長         |
| 2 |                    |      | 藤原 きみよ | 知的障がい者相談員              |
| 3 | 保健医療福祉関係者          | 委員長  | 三橋 英臣  | 占冠村社会福祉協議会事務局長         |
| 4 |                    |      | 矢田 智子  | 占冠村保健師                 |
| 5 | 教 育 関 係 者          |      | 白瀬 浩児  | 占冠村教頭会                 |
| 6 | 学 識 経 験 者          |      | 坂口 誠   | 民生委員児童委員               |
| 7 | 公 募 委 員            | 副委員長 | 猪股 俊幸  | ファミリーサポートセンター<br>しむかつぷ |

※敬称略、順不同

## 2 占冠村地域福祉計画策定委員会会議等経過

| 回 | 開催年月日     | 内 容                                              |
|---|-----------|--------------------------------------------------|
| 1 | 令和6年1月25日 | ・地域福祉計画素案の説明<br>・今後のスケジュールの説明<br>・アンケート調査結果概要の説明 |
| 2 | 令和6年2月16日 | ・地域福祉計画素案の審議                                     |
| 3 | 令和6年3月14日 | ・パブリックコメントの結果について<br>・地域福祉計画案の確定                 |



## **占冠村地域福祉計画**

**2024 年度～2029 年度**

発行：占冠村 福祉子育て支援課

令和 6 年 3 月

〒079-2201 北海道勇払郡占冠村字中央

TEL 0167-56-2125（直通）

FAX 0167-56-2184